

新広域斎場整備基本構想

この基本構想の推進により、
次の SDGs のゴールの達成に貢献することを目指します



令和 6 年 3 月

山形市
上市市
山辺町

目 次

第1章 策定の背景・目的	1
1. 背景.....	1
2. 目的.....	1
3. 対象地.....	1
4. 上位計画との位置付け.....	1
第2章 2市1町の概要	6
1. 位置・地勢.....	6
2. 人口・死亡者数の推移.....	7
3. 将来人口・死亡者数の推移	8
第3章 現斎場の現況	10
1. 分布状況	10
2. 施設概要	12
3. 運営状況	16
4. 補修等の履歴.....	22
5. 施設・設備状況.....	24
第4章 現斎場の課題・新広域斎場整備の必要性	42
1. 現斎場の課題	42
2. 新広域斎場整備の必要性	43
第5章 新広域斎場整備の基本方針	44
1. 基本理念	44
2. 基本方針	44
第6章 新広域斎場の規模算定	45
1. 必要火葬炉数の算出	45
2. 施設規模の算定.....	48
第7章 新広域斎場の整備手法・運営手法	51
1. 火葬場建設に関わる法律	51
2. 整備・運営手法.....	53
第8章 新広域斎場整備の基本的考え方	56
1. 施設構成・規模.....	56
2. 用地選定の考え方	63
3. 事業スケジュール（案）	65
4. 概算事業費.....	66
第9章 用地選定の手法	69
1. 用地選定の手順.....	69
2. 関係法令等.....	70

第1章 策定の背景・目的

1. 背景

山形市の山形市斎場は昭和59(1984)年に竣工してから39年、上山市の上山市^{きょうづか}経塚斎場は昭和56年(1981)年に竣工してから42年が経過しており、施設・設備の老朽化、施設(諸室・駐車場)の不足や狭さ、高齢化の進展による火葬需要の増加への対応などの課題が生じています。また、山辺町には斎場が無い^{ため}、町民に対し火葬料補助として斎場使用料の一部を町が補助して近隣市町の斎場を使用しており、予約の取りづらさ、手続きの煩雑さが課題となっています。

このような課題に限られた財政状況の中で対応し、将来にわたり安定的に火葬業務を提供するためには、2市1町(山形市、上山市、山辺町)の広域連携により、新広域斎場整備を検討する必要がありますことから、「新広域斎場整備基本構想(以下、「基本構想」という。)」を策定します。

なお、この基本構想で検討する斎場は、「火葬場」を指します。一般的に「斎場」は、「通夜や告別式などの葬儀を行う場所」のことを指しますが、現斎場の名称が「斎場」として利用されていることから、「新広域斎場」と表現します。

2. 目的

基本構想は、新広域斎場整備の検討のため、山形市、上山市の斎場の現況や山辺町を加えた2市1町の課題を整理し、新広域斎場整備の必要性を明確にします。これを踏まえ、新広域斎場整備の基本方針を掲げ、将来の火葬需要予測を算出するとともに、予測に基づいた整備・運営手法、施設構成・施設規模、用地選定の手法を整理することを目的とします。

3. 対象地

対象地は、2市1町域内とします。

4. 上位計画との位置付け

基本構想は、上位計画である2市1町の総合計画、公共施設等総合管理計画、及び、山形連携中枢都市圏ビジョン等と整合を図りながら策定します。

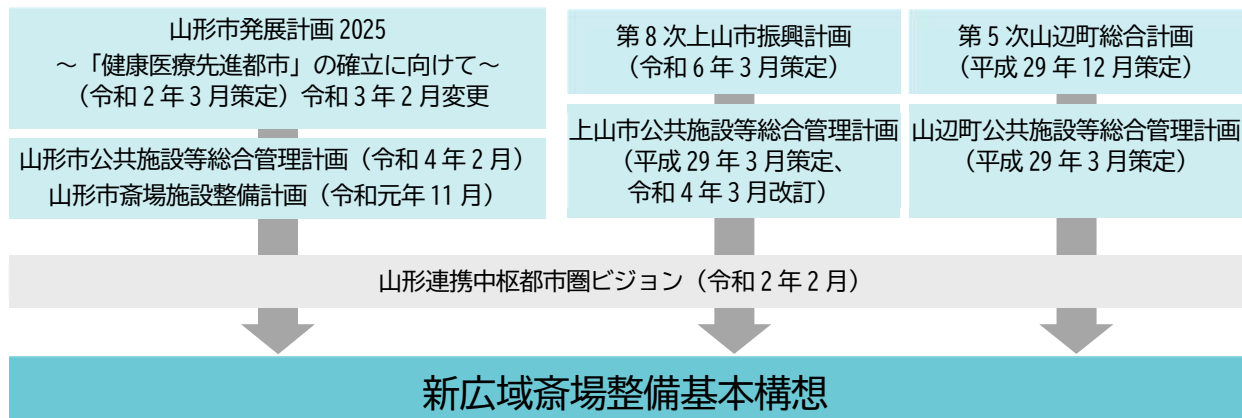


図1. 基本構想の位置付け

(1) 山形市発展計画 2025

策定主体	山形市
策定年月	令和2(2020)年3月策定 令和3(2021)年2月変更
計画期間	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
基本方針	I 健康でいきいきと暮らせるまちづくり II 持続的発展が可能な希望あるまちづくり III 発展計画を推進するための共通基盤づくり
施策の体系 (関連内容抜粋)	基本方針I 健康でいきいきと暮らせるまちづくり 重要施策1 健康の保持・増進 (4) 疾病予防の充実・生活衛生の確保 ③生活衛生の確保 (中略) 斎場の老朽化に伴う建物・設備の状況や火葬需要の推移などを踏まえながら、新たな斎場の整備について検討していきます。 <主要事業> 新斎場整備検討事業【市民課】

(2) 山形市公共施設等総合管理計画

策定主体	山形市
策定年月	令和4(2022)年2月
計画期間	令和4(2022)年度～令和13(2031)年度
基本方針	1 維持管理・運営方法の見直し ～長く賢く使う～ 2 総量抑制 ～減らす～ 3 公民連携による取組の推進 ～共に～ 4 資産の有効活用 ～活かす～ 5 新型コロナウイルス感染症対策
基本方針に 基づく取組	(1)個別施設計画による整備方針の決定 維持管理・運営方法の見直し ～長く賢く使う～ (2)点検・診断等の実施 維持管理・運営方法の見直し ～長く賢く使う～ (3)耐震化 の推進 維持管理・運営方法の見直し ～長く賢く使う～ (4)ユニバーサルデザイン化の推進 維持管理・運営方法の見直し ～長く賢く使う～ (5)統廃合の推進 総量抑制 ～減らす～ (6)民間活力の導入 公民連携による取組の推進 ～共に～ (7)資産の有効活用 資産の有効活用 ～活かす～ (8)新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 山形市斎場施設整備計画

策定主体	山形市
策定年月	令和元(2019)年11月策定 令和5(2023)年3月変更
計画期間	令和元(2019)年度～令和10(2028)年度
目標使用年数	60年
取組の 基本的方針	<p>施設をできる限り長く使用するため、老朽化による劣化・破損等の大規模な不具合が生じた後に行う「事後保全型」だけではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕を実施することで施設の機能及び性能の保持を図る「予防保全型」の管理手法を推進する。予防保全型の管理を行うことで、突発的な事故や費用発生を減少させることができ、施設の不具合による被害等のリスクの低減を図る。また、本計画に基づいた予防保全工事を行うことでライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図る。また、点検については、建築基準法に基づく法定点検に加え、日常的にも修繕及び改修工事を行う際は、費用対効果を勘案のうえ高効率設備等の選択・導入を推進する。</p> <p>施設整備の際には、様々な人が利用することを踏まえてユニバーサルデザインの考え方を基本とし、バリアフリーに十分配慮した施設整備を行う。</p>

(4) 山形連携中枢都市圏ビジョン

策定主体	山形市
策定年月	令和2(2020)年2月策定 令和5(2023)年2月改訂
計画期間	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
圏域を構成する 市町の名称	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
圏域の将来像	<p>県内唯一の中核市となった山形市と近隣の市町が、相互に連携し補完する関係を築きながら「山形連携中枢都市圏」を形成し、経済も含めた幅広い分野で圏域の活性化に向けた取組を推進することによって、誰もが安心して快適に暮らせる圏域づくりを目指す。各市町が互いに連携・協力しながら役割分担して生活機能の充実のみならず、経済基盤や都市機能の強化を図るとともに、行政と圏域の住民や団体等が協働して圏域の自然、歴史、文化を見つめ直し、その魅力を活かし、高めていく。</p> <p>みどり豊かな山々、清流など圏域の強みである恵まれた自然環境を観光振興や産業振興に活かし地域経済の活性化を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを進め、子どもたちが健やかに育ち、高齢者が元気に生き生きと活躍でき、多くの世代が積極的に交流することのできるゆとりや心の豊かさにあふれた圏域づくりに努める。</p> <p>また、こうした圏域の財産を次の世代に引き継ぐとともに、さらに発展させていくため、圏域内外の活発な交流を通じ、一人ひとりが個性と能力を発揮し、夢と希望をもって、生き生きと暮らせる魅力ある圏域を目指す。</p>
人口目標 (中長期)	圏域人口50万人を維持

(5) 第8次上山市振興計画

策定主体	上山市
策定年月	令和6(2024)年3月策定
計画期間	令和6(2024)年度～令和13(2031)年度
将来都市像	つながりつなげる いろどりのまち かみのやま
施策の大綱	1 みんなが笑顔で輝けるまちをつくります 2 とともに支え合い、元気に暮らせるまちをつくります 3 みんなが挑戦できるまちをつくります 4 安心して暮らせる持続可能なまちをつくります 5 快適に住み続けられるまちをつくります

(6) 上山市公共施設等総合管理計画

策定主体	上山市
策定年月	平成29(2017)年3月策定 令和4(2022)年3月改訂
計画期間	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度
基本方針	1 公共施設についての基本方針 (1) 利用目的による公共施設分類の整理 (2) 公共施設保有量の適正化 (3) 公共施設の長寿命化 (4) 施設の複合化・民間活力を活かした取組の推進 (5) 公共施設の整備等のあり方
斎場に関する基本的な考え方	経塚斎場は、竣工から41年(令和4年3月改訂時点)が経過し施設全体の老朽化が深刻となっているため、計画的に点検・修繕・維持補修を行いながら効率的な運営に努めます。 また、斎場利用の形態も変化してきているため、火葬炉の大きさや収骨室の設置、待合室の拡充など市民ニーズを考慮した対応が求められています。 近隣に施設を保有しない自治体もあることから、施設の更新や運営に関して広域での対応も含めて検討します。

(7) 第5次山辺町総合計画

策定主体	山辺町
策定年月	平成 29(2017)年 12 月策定
計画期間	平成 30(2018)年度～令和 9(2027)年度
人口目標	令和 9(2027)年度：13,800 人
基本目標	○ 町民と行政、町民同士が豊かにつながる町を目指します ○ 積み重ねてきた歴史や取り組みを、次の世代につなげていきます ○ 町内外のつながりを大切にしたい取り組みを進めていきます
施策大綱	1 一人ひとりの充実した暮らしを育むまち 2 学び合う文化が息づくまち 3 安全で安心して暮らせるまち 4 活発な産業活動を推進するまち 5 人と自然が共生する資源循環型のまち 6 実効性のある行財政の推進

(8) 山辺町公共施設等総合管理計画

策定主体	山辺町
策定年月	平成 29(2017)年 3 月策定
計画期間	平成 29(2017)年度～令和 33(2051)年度
計画の目的	生活及び経済活動の活性化の基盤として、公共施設等を中長期的に確実かつ効率的に機能させること
基本の方針	○ 予防保全的な管理の推進 ○ 総量の適正化 ○ 中長期的な費用の平準化
全庁的 取組方針	○ 点検・診断等 ○ 安全確保 ○ 耐震化 ○ 更新・修繕・長寿命化・統廃合等 ○ ユニバーサルデザイン化

第2章 2市1町の概要

1. 位置・地勢

2市1町は、山形県の南東部に位置し、蔵王連峰の裾野に広がっています。

山形市は宮城県仙台市を含む5市3町と隣接しており、市域の約65%が山岳丘陵地帯からなります。上山市は山形市を含む2市4町と隣接しており、市域の約8割が、国有林や河川、原野等の自然的土地利用をされています。山辺町は上山市と同様に2市4町と隣接しており、町域の東部に市街地や田園地帯が広がっています。



図 2. 2市1町の位置

2. 人口・死亡者数の推移

平成 25(2013)年以降の人口は、2 市 1 町いずれも減少傾向にあり、令和 4(2022)年では山形市が 244,381 人、上山市が 28,157 人、山辺町が 13,381 人、2 市 1 町の合計が 285,919 人となっています。

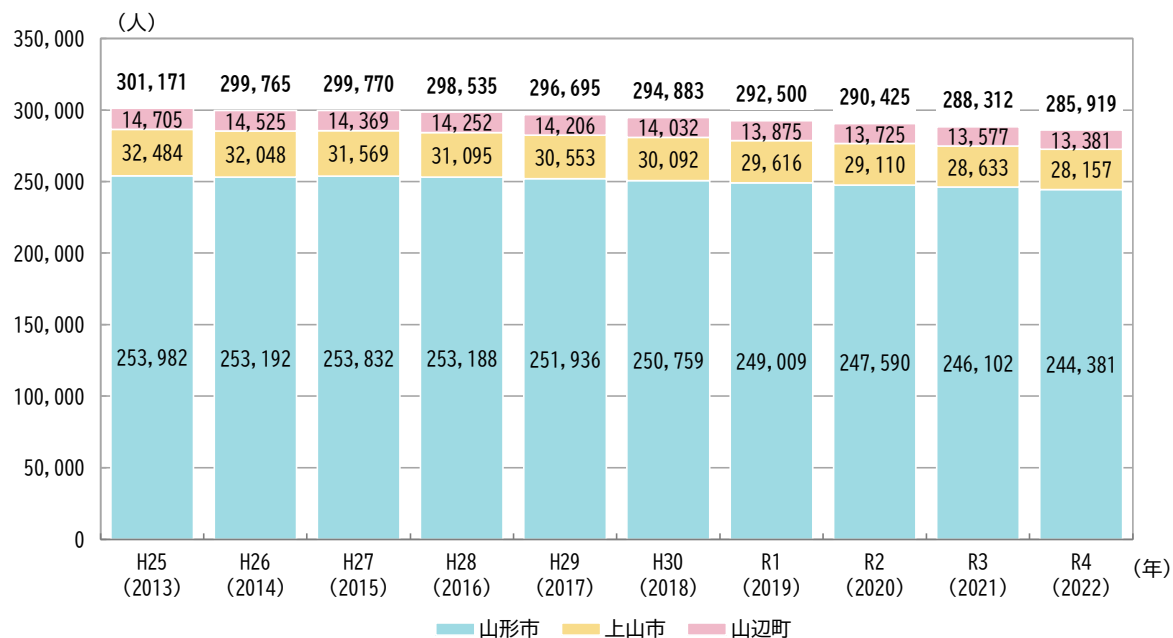


図 3. 人口の推移

〔資料：山形県の人口と世帯数（各年 10 月 1 日時点）〕

平成 25(2013)年以降の死亡者数は、山形市は増加傾向にあり、令和 4(2022)年では 3,141 人となっています。上山市の令和 4(2022)年の死亡者数は 547 人、山辺町は 229 人、2 市 1 町の合計が 3,917 人となっています。

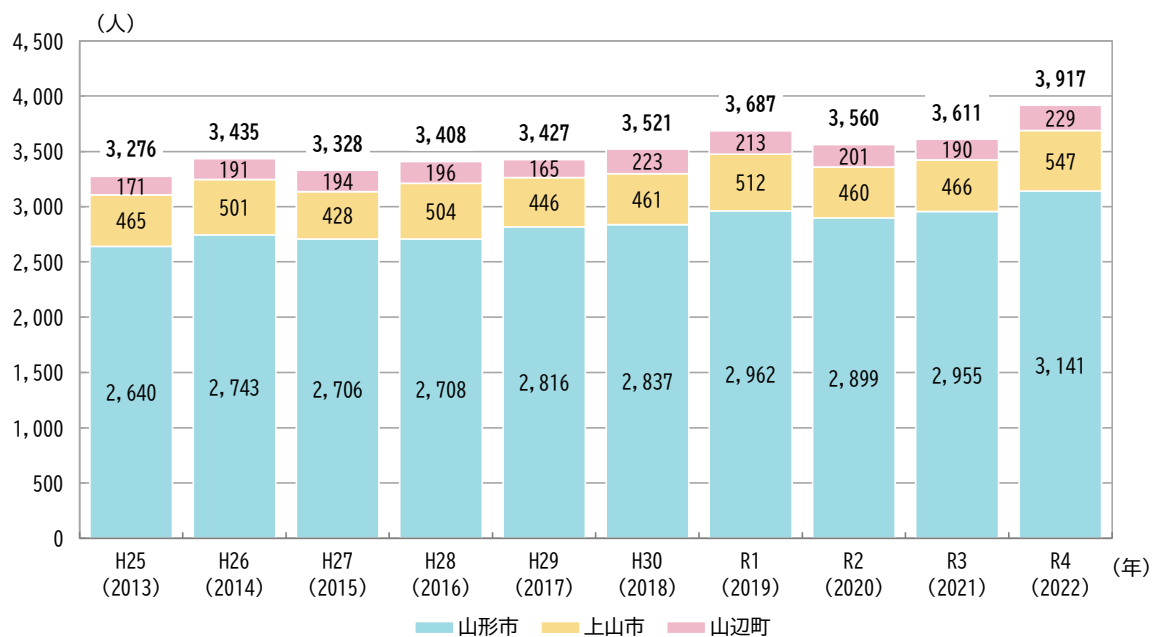


図 4. 死亡者数の推移

〔資料：人口動態調査（各年）〕

3. 将来人口・死亡者数の推移

(1) 将来人口の推移

今後 50 年間に於ける 5 年おきの将来人口の推移は、2 市 1 町いずれも減少傾向となっています。2 市 1 町の合計をみると、令和 30(2048)年から令和 35(2053)年にかけて 20 万人を下回り、令和 55(2073)年には約 14 万人になると予測されています。

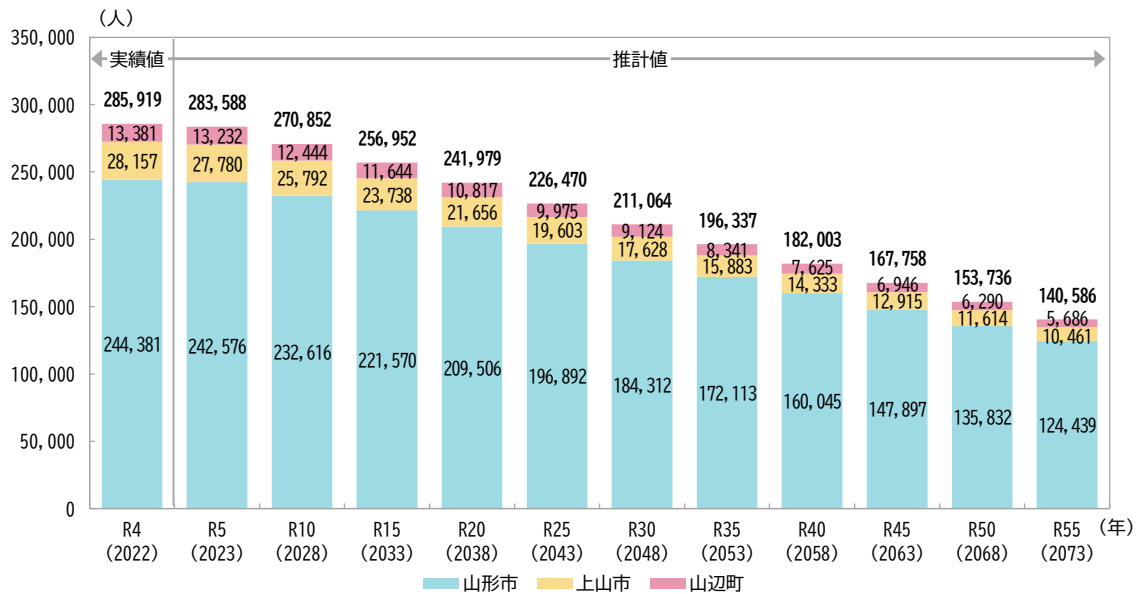


図 5. 将来人口の推移

〔資料：実績値…山形県の人口と世帯数（10月1日時点）、推計値…山形市企画調整課統計調査係推計値（令和5年11月時点）推計人口〕

次頁（図 8 参照）における 2 市 1 町の合計将来死亡者数のピーク時である令和 21(2039)年の将来人口は、238,898 人になると予測されています。

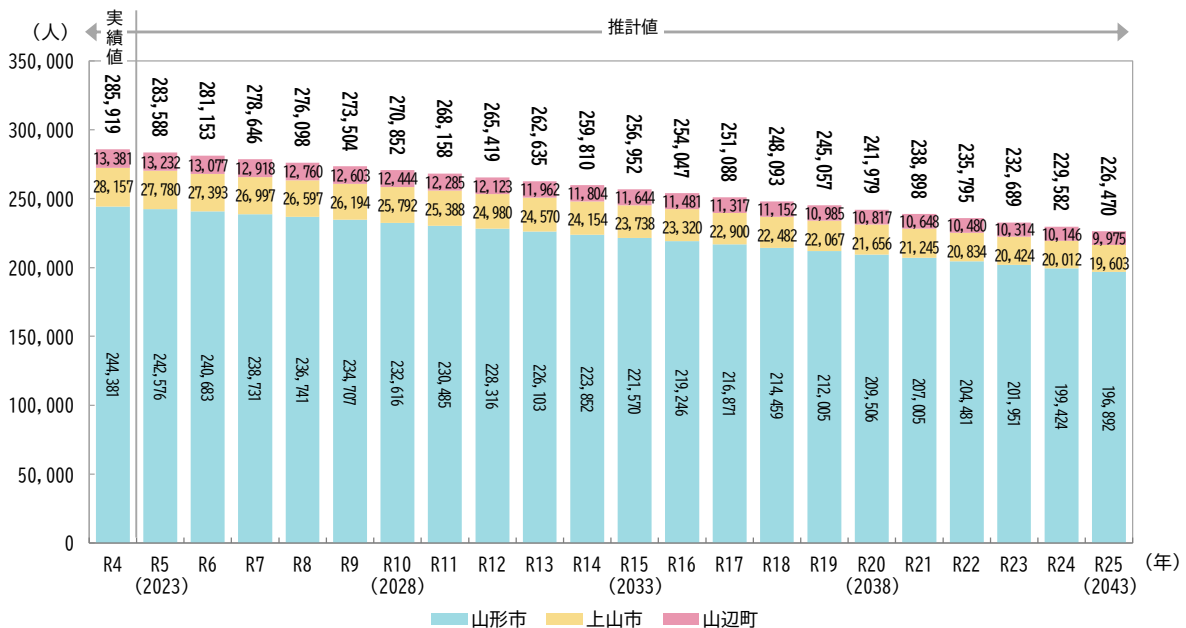


図 6. 将来人口の推移（今後 20 年間）

〔資料：同上〕

(2) 将来死亡者数の推移

今後 50 年間に おける 5 年おきの将来死亡者数の推移をみると、2 市 1 町の合計、山形市、山辺町は令和 20(2038)年前後にピークを迎えることが予測されています。

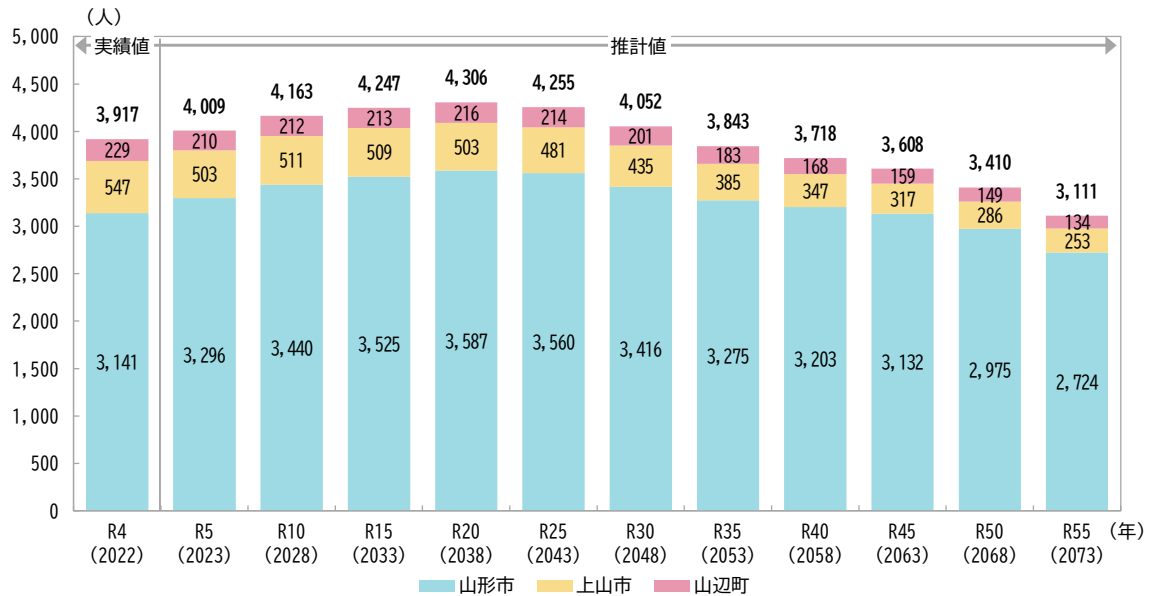


図 7. 将来死亡者数の推移 (今後 50 年間)

〔資料：実績値…人口動態調査、推計値…山形市企画調整課統計調査係推計値 (令和 5 年 11 月時点)〕

今後 20 年間に おける各年の将来死亡者数の推移からピーク時の値をみると、山形市は令和 21(2039)年頃に 3,591 人、上山市は令和 8(2026)年頃に 511 人、山辺町は令和 20(2038)年頃に 216 人、2 市 1 町の合計は令和 21(2039)年に 4,308 人と予測されています。

ピーク時における 2 市 1 町の合計は、令和 4(2022)年よりも約 390 人増加する見込みです。

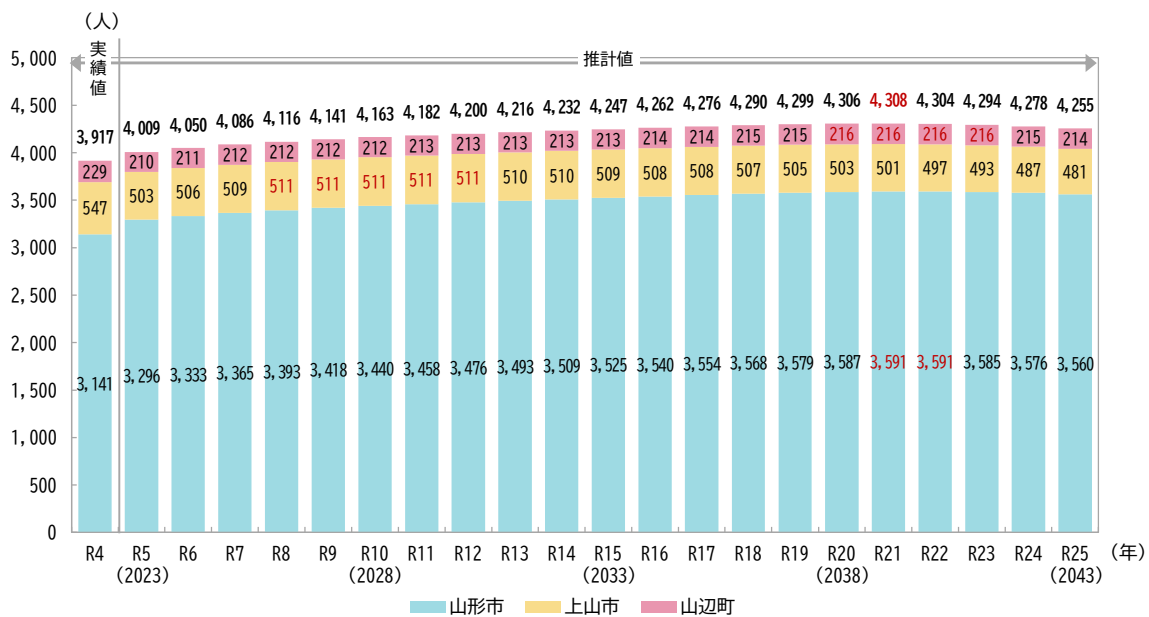


図 8. 将来死亡者数の推移 (今後 20 年間)

〔資料：同上〕

第3章 現斎場の現況

1. 分布状況

2市1町内の斎場は、山形市に1施設、上山市に1施設分布しています。

山形市斎場は、市営火葬場としての運営が始まった当時（大正2年）は市街地の外に立地していたものの、人口増加による市街地の拡大により、現在は第一種住居地域内に立地しており、周辺は住宅地や公園となっています。上山市経塚斎場は、上山市街地の西側の都市計画区域外となる山あいに立地しています。なお、山辺町には斎場がないため、周辺自治体の斎場を利用しており、そのほとんどが山形市斎場を利用しています。

また、2市1町からの利用が想定される周辺の斎場として、次の2施設（天童市1施設、中山町1施設）が挙げられます。これらの斎場は平成12(2000)年度以降に建設されており、比較的新しい状況です。

表 1. 2市1町内・周辺の斎場の状況

区分	施設名	建設年度 (年度)	築年数 (年)	火葬炉数 (基)	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
2市1町内	山形市斎場	昭和 59 (1984)	39	5基 (人体炉 5基) うち大型炉 1基	3,529.34	1,378.67
	上山市 経塚斎場	昭和 56 (1981)	42	3基 (人体炉 2基・胞衣炉 1基)	15,448.51	547.72
周辺	天童市斎場	平成 12 (2000)	23	5基 (人体炉 4基・胞衣炉 1基)	11,394.54	1,830.52
	中山町斎場	平成 21 (2009)	14	2基 (人体炉 2基)	2,272.05	477.91

※ 山辺町に斎場はない

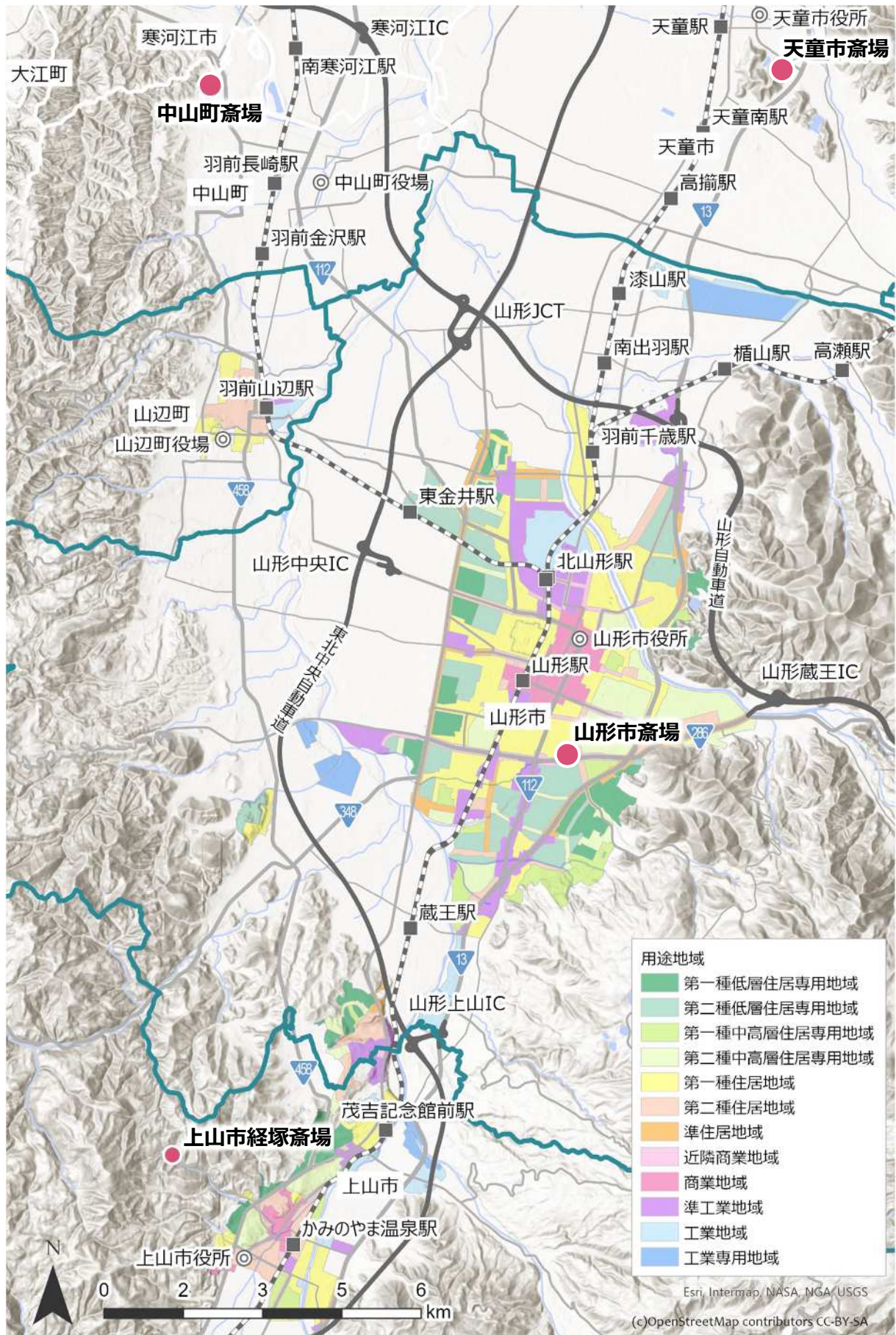


図 9. 周辺の齋場の分布

2. 施設概要

山形市斎場は昭和 59(1984)年度に竣工し、人体炉が 5 基、うち大型炉が 1 基整備されています。上山市経塚斎場は昭和 56(1981)年度に竣工し、人体炉が 2 基、胞衣炉が 1 基整備されています。

表 2. 現斎場の概要

項目	山形市	上山市
施設名	山形市斎場	上山市経塚斎場
所在地	山形市寿町 8 番 24 号	上山市鶴脛町字芋畑 935 番地 1
設置者	山形市	上山市
管理運営	指定管理者 令和元年度～令和 5 年度： やまがた斎苑管理グループ	直営 管理業務委託
竣工年度	昭和 59 (1984) 年	昭和 56(1981)年
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 1 階建
敷地面積	3, 529. 34 m ²	15, 448. 51 m ²
延床面積	1, 378. 67 m ²	547. 72 m ²
休館日	1月1日及び6月、9月、12月、3月の 各月の友引の日から選んだ1日	1月1日
火葬炉数	5 基 (人体炉 5 基 うち大型炉 1 基)	3 基 (人体炉 2 基、胞衣炉 1 基)
主な 施設機能	玄関ホール、告別ホール、待合ホール、 炉前ホール、収骨ホール、待合室 4 室、 収骨室 2 室	玄関ホール、告別ホール、待合ホール、 炉前兼収骨ホール、待合室 2 室
霊柩車	2 台 マイクロバス型・ワゴン型 (大型炉用棺対応)	なし
駐車場台数	普通車 33 台	普通車 約 20 台 マイクロバス 2～3 台
火葬料金	10 歳以上 市民 0 円 市民以外 38, 000 円 10 歳未満 市民 0 円 市民以外 27, 000 円 死 産 児 市民 0 円 市民以外 16, 000 円	10 歳以上 市民 0 円 市民以外 38, 000 円 10 歳未満 市民 0 円 市民以外 27, 000 円 死 産 児 市民 0 円 市民以外 16, 000 円

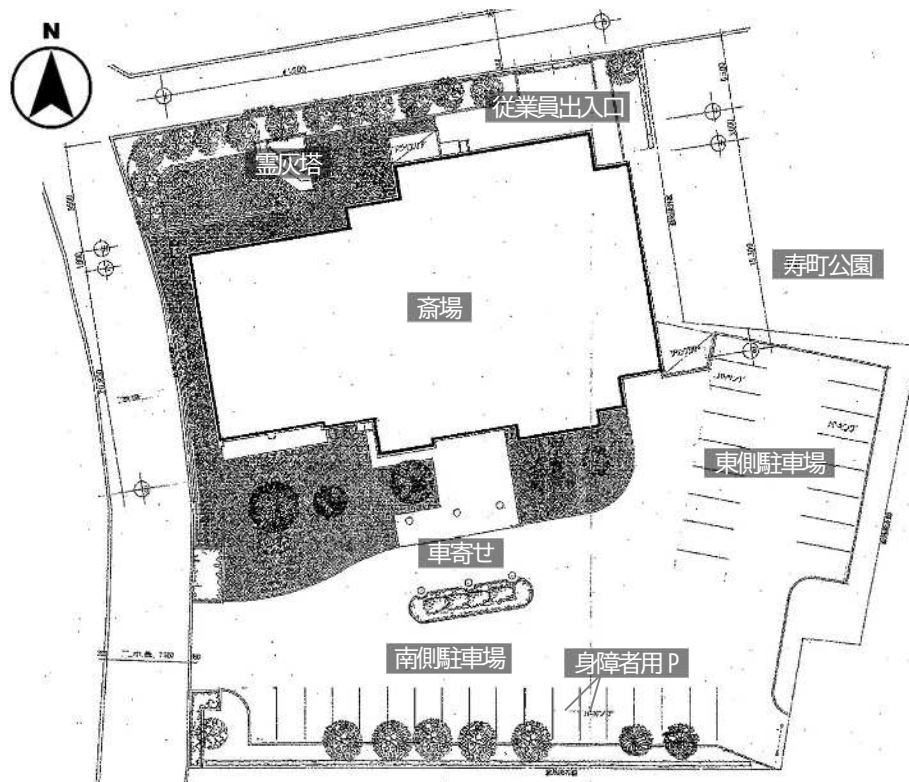


図 10. 山形市斎場 配置図

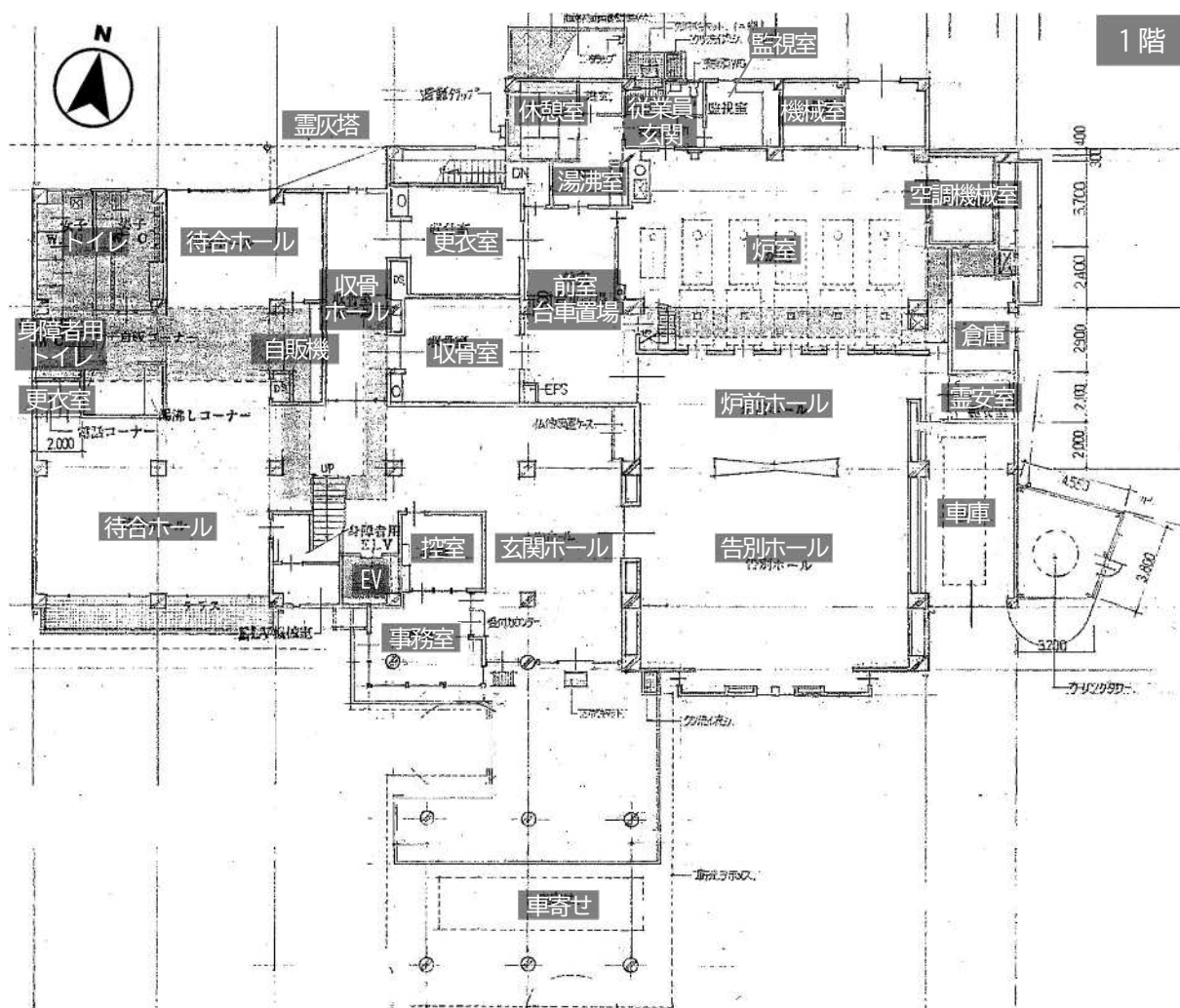


図 11. 山形市斎場 1階平面図

2階

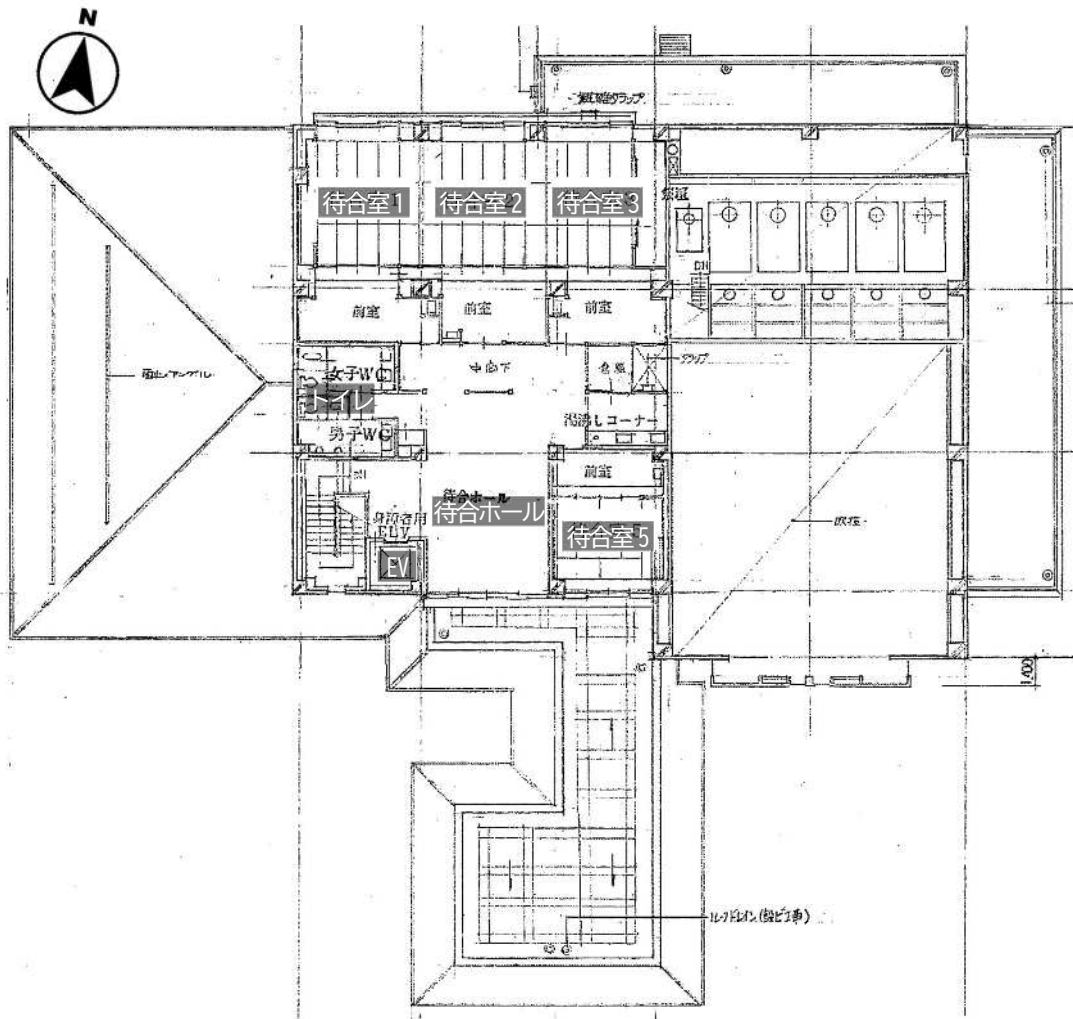


図 12. 山形市斎場 2階平面図

地下1階

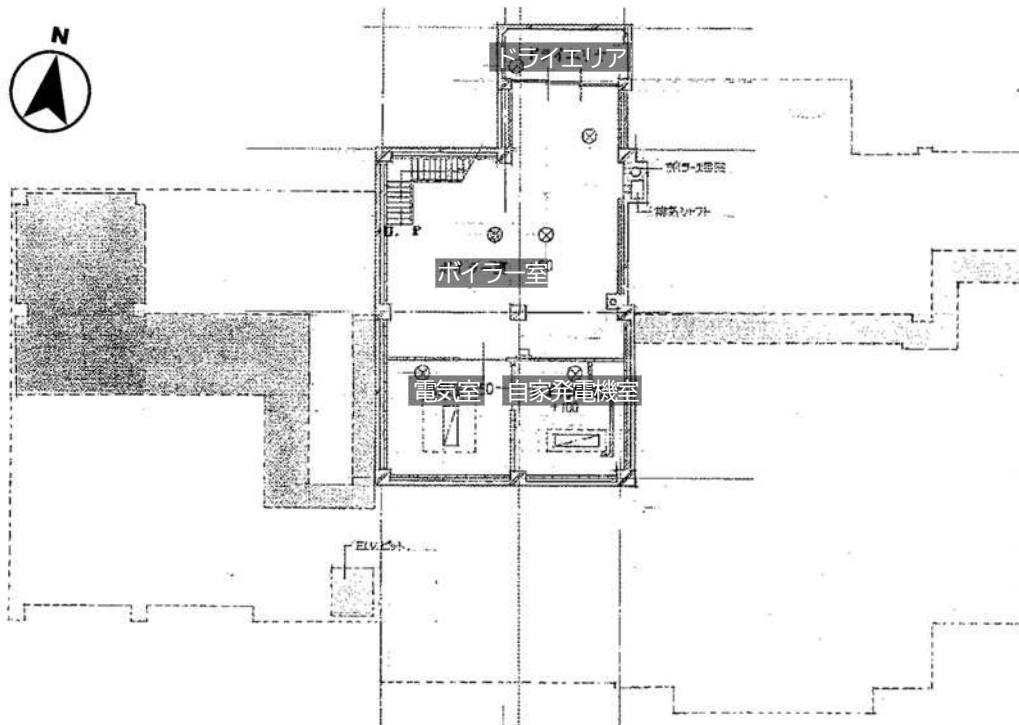


図 13. 山形市斎場 地下1階平面図

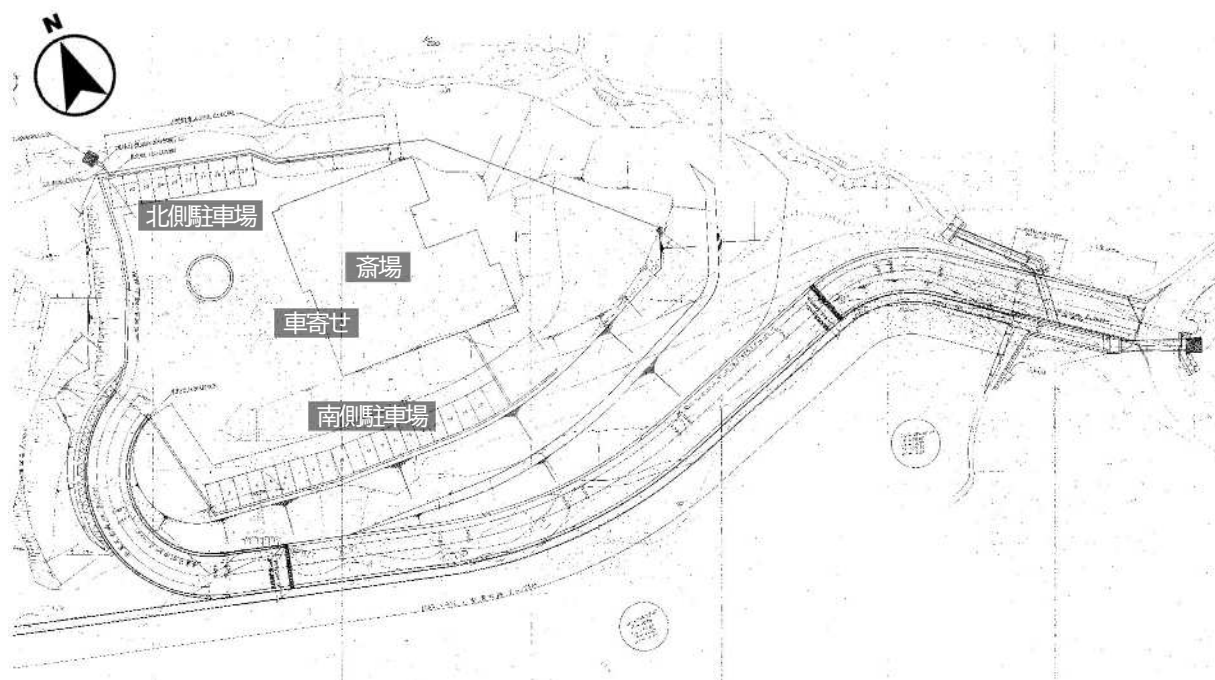


図 14. 上山市経塚斎場 配置図

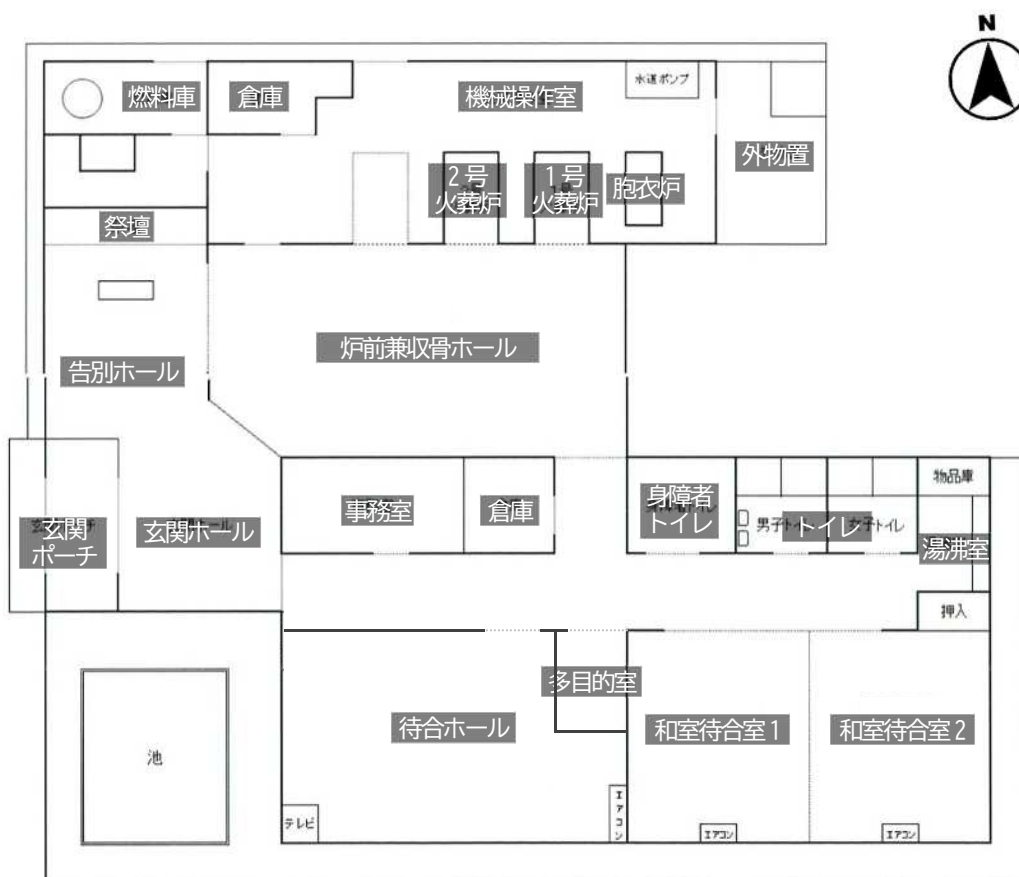


図 15. 上山市経塚斎場 平面図

3. 運営状況

(1) 火葬状況

①火葬件数全体及び日平均火葬件数

平成 27(2015)年度以降の山形市斎場の火葬件数は増加傾向にあり、令和 4(2022)年度では 3,406 件となっています。1 日の平均火葬件数も同様の傾向にあり、令和 4(2022)年度では 9.5 件となっています。

上山市経塚斎場の火葬件数は増減をしつつ概ね横ばい傾向にあり、令和 4(2022)年度では 580 件となっています。1 日の平均火葬件数も同様の傾向にあり、令和 4(2022)年度では 1.6 件となっています。

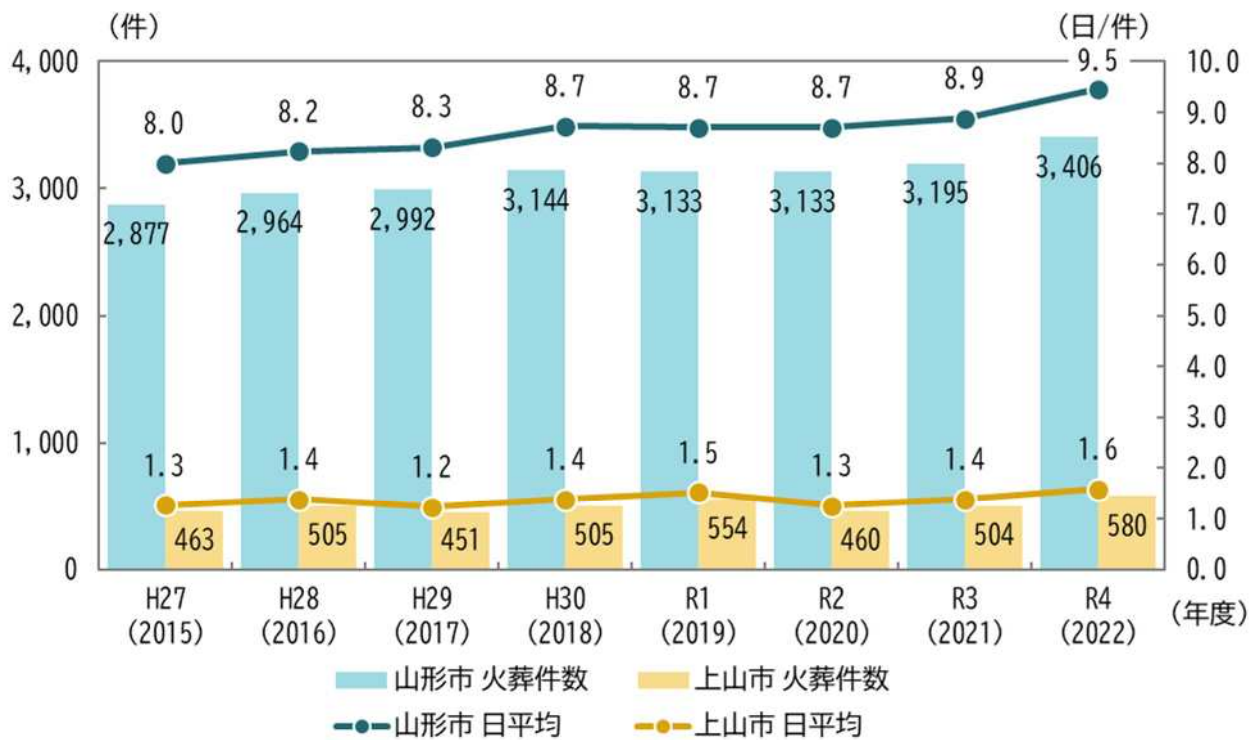


図 16. 火葬件数および日平均の推移 (胎児・胎盤・人体一部を除く)

※ 年間稼働日数：360 日/年(山形市)、364 日/年(上山市)として算出。

[資料：山形市…市民課、上山市…市民生活課]

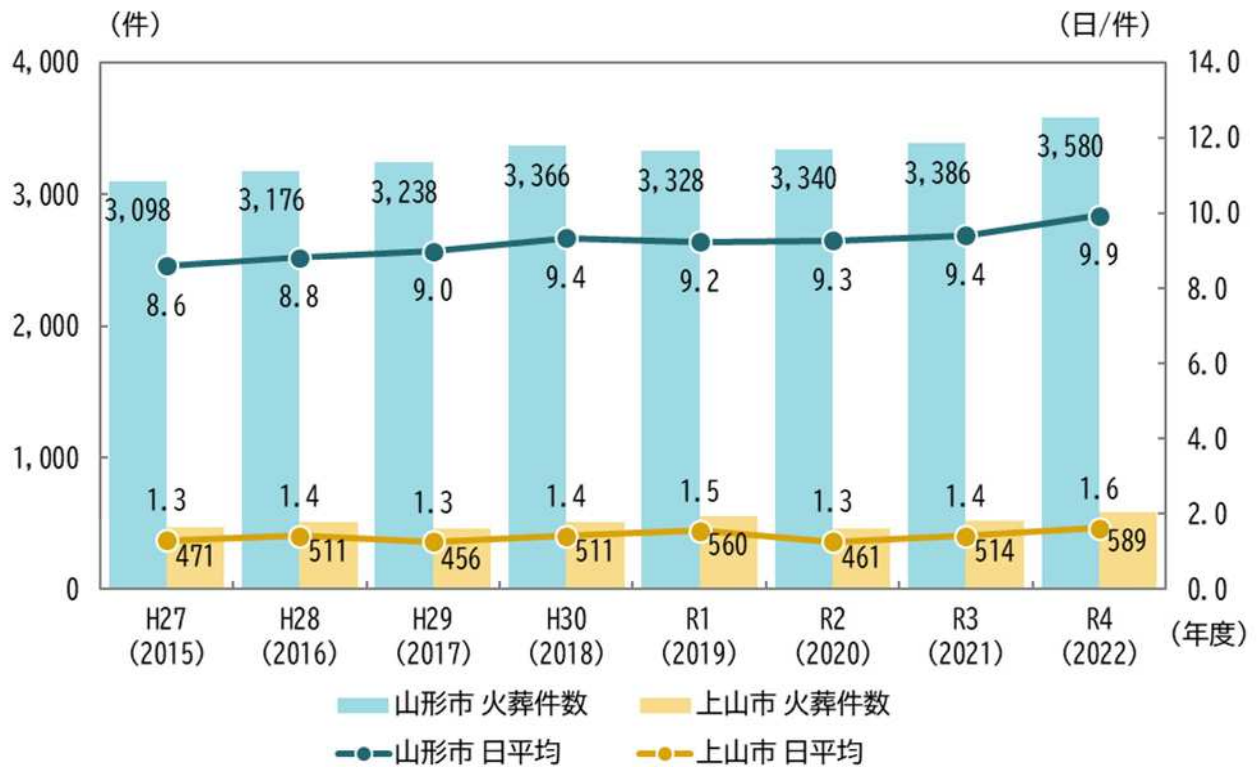


図 17. 火葬件数および日平均の推移（胎児・胎盤・人体一部を含む）

※ 年間稼働日数：360 日/年(山形市)、364 日/年(上山市)として算出。

〔資料：山形市…市民課、上山市…市民生活課〕

②1日の最大火葬件数

山形市斎場の1日の最大火葬件数は、通常の入受時間（9時半～16時）では14件/日で、延長枠（9時、16時半）の2件/日を含めると、16件/日となっています。令和4(2022)年度における延長枠を使用した火葬日数は21日となっています。

上山市経塚斎場の1日の最大火葬件数は、通常の入受時間（9時～14時）では4件/日となっています。

③火葬タイムテーブル

山形市斎場では、通常の受入の場合、9時半から1件目が始まり16時までの間に30分ずつ時間をずらしながら火葬を行っています。1日最大16件の火葬を行っており、これ以上火葬件数を増やすことができない状況となっています。

使用炉	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台
5号炉		受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	
1号炉		受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	
2号炉			受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃
3号炉			受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃
4号炉	←	受付 告別	延長枠 火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃	←
	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台

図 18. 山形市斎場の火葬タイムテーブル

上山市経塚斎場では、9時から1件目が始まり1時間ずつ時間をずらしながら、午前2件、午後2件を上限として、1日最大4件の火葬を行っています。1炉当たりの最大回転数は最大2回転/日で稼働しています。

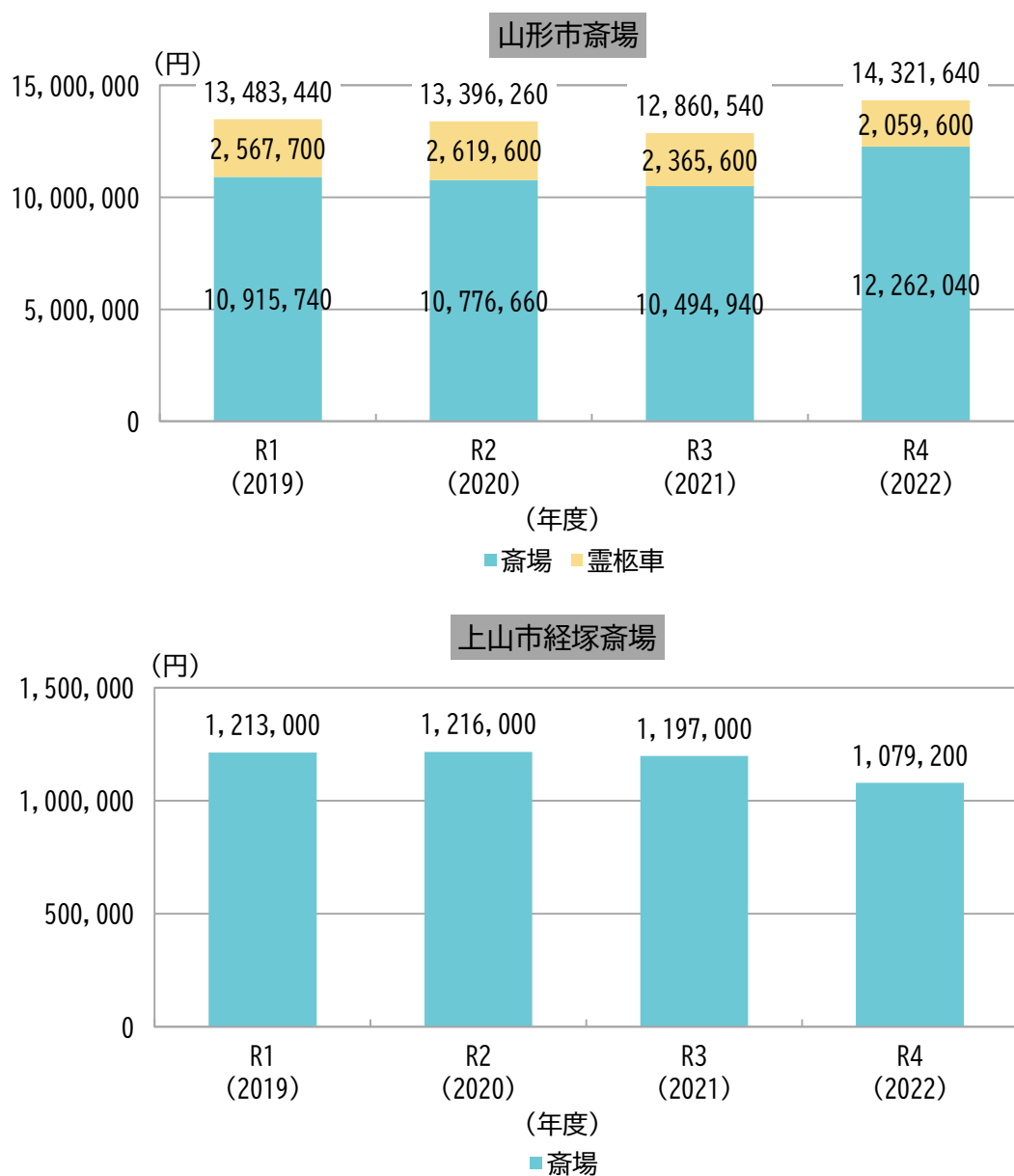
使用炉	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台
1号炉	受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃		受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃				
2号炉		受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃		受付 告別	火葬	冷却 収骨 清掃			
	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台

図 19. 上山市経塚斎場の火葬タイムテーブル

(2) 使用料収入

山形市斎場の令和4年度における斎場使用料収入は1,226万円で、令和3年度まで1,050～1,090万円程度の横ばいで推移していましたが、160万円ほど増加しました。令和4年度における霊柩車使用料収入は206万円となっています。上山市経塚斎場の令和4年度における斎場使用料収入は108万円で、令和3年度まで120万円程度の横ばいで推移していましたが、12万円ほど減少しました。

なお、斎場使用料収入について、両斎場ともに市民の火葬料は無料であり、収入のほとんどは市民以外の使用料となっています。



〔資料：山形市…市民課、上山市…市民生活課〕

図 20. 各斎場の使用料収入の推移

(2) 光熱水量の推移

令和4年度における各項目の使用量は、山形市斎場は電力 220,781kwh、都市ガス 1,062 m³、灯油 168,611 リットル、上水 810 m³となっています。上山市経塚斎場は電力 24,875kwh、プロパンガス 24.3 m³、灯油 50,900 リットルとなっており、上水道は未整備の状況です。

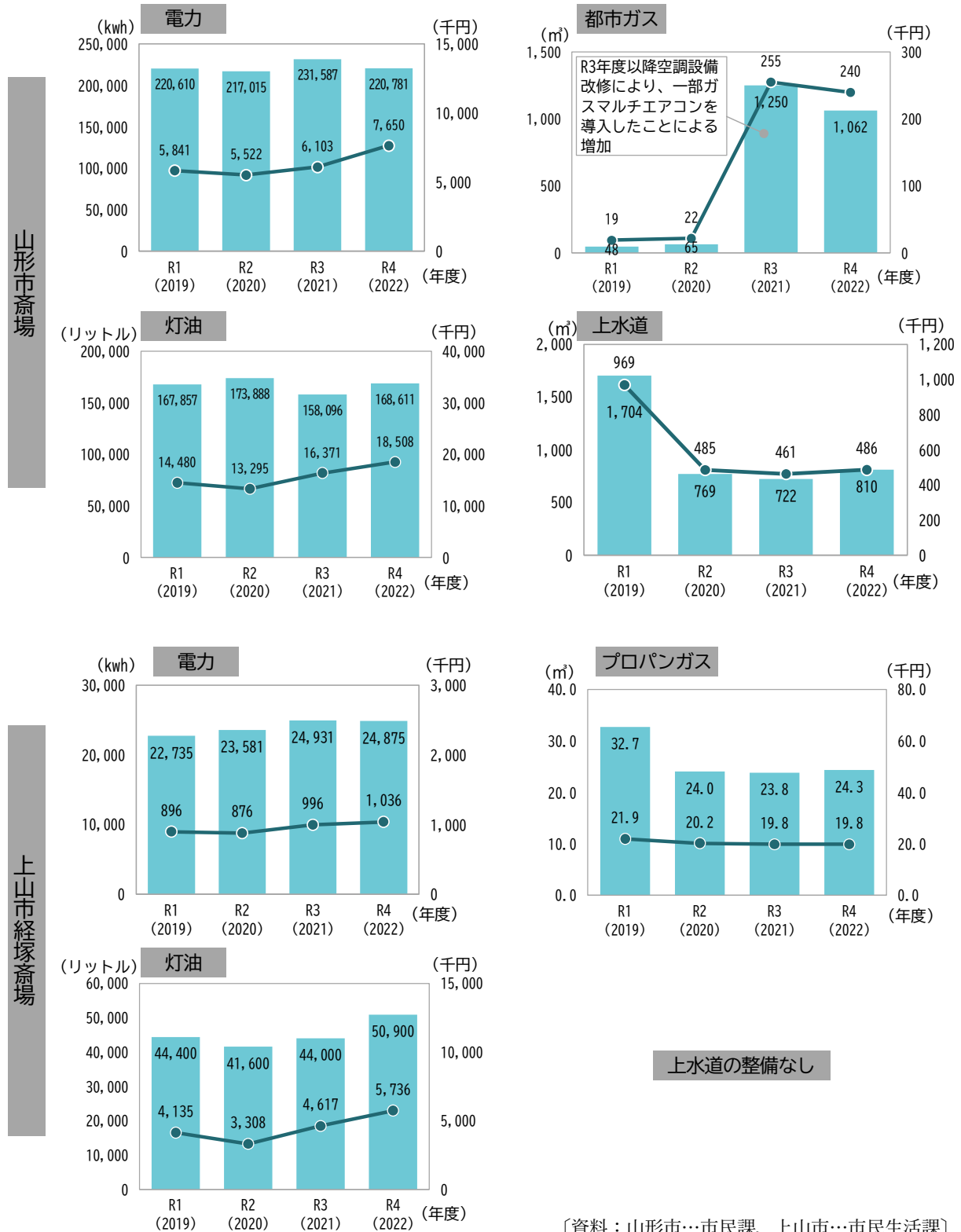
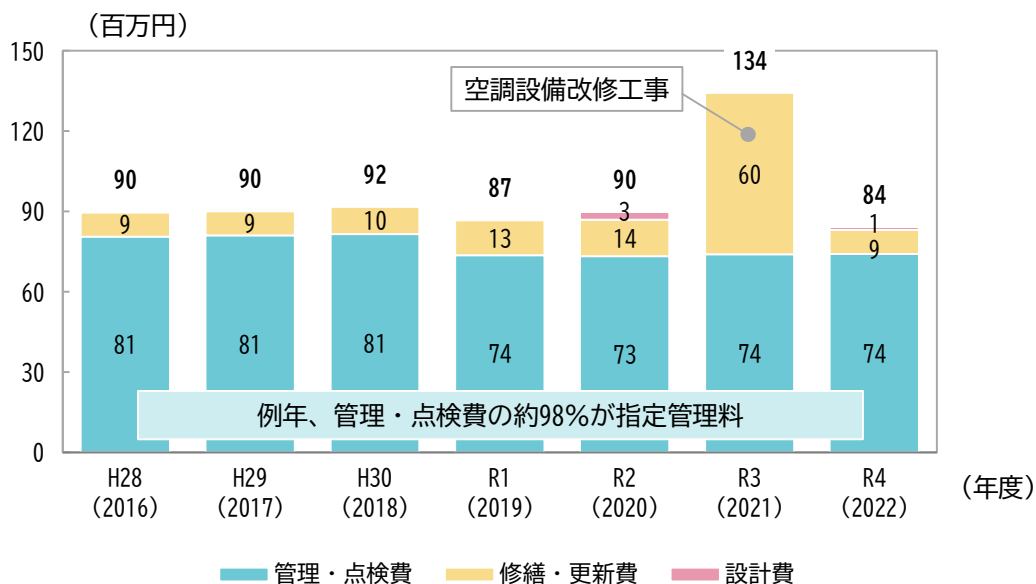


図 21. 各斎場の光熱水使用状況

(3) 維持管理経費等

山形市斎場の平成 28(2016)年度以降の維持管理経費等は、令和 3(2021)年度を除き 90 百万円前後で推移しています。令和 3(2021)年度は、空調設備改修工事を行ったことから、例年よりも経費が高くなっています。内訳をみると、約 9 割が管理・点検費となっており、例年、管理・点検費の約 98%が指定管理料となっています。

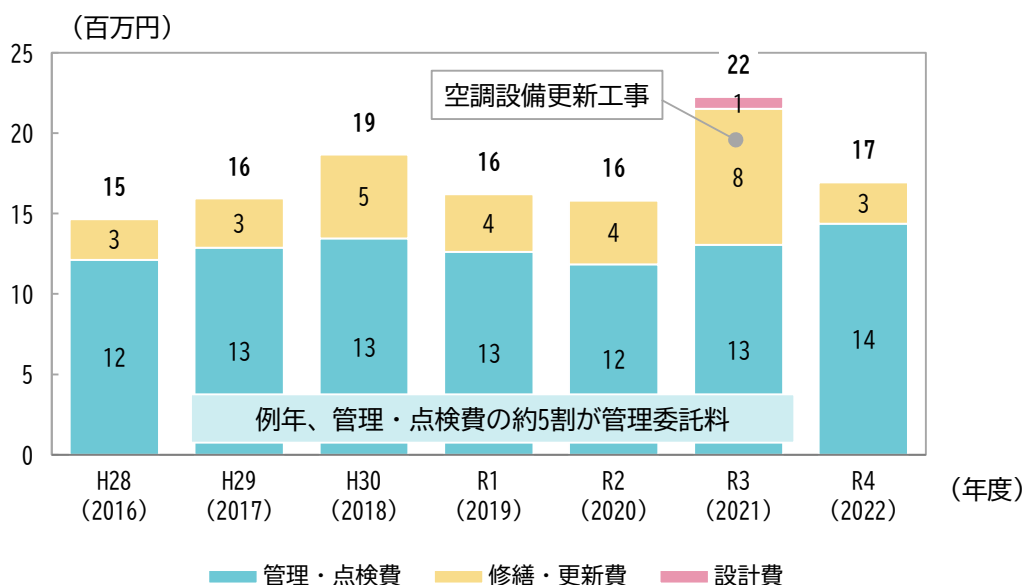


〔資料：市民課〕

図 22. 山形市斎場の維持管理経費等の推移

※ 四捨五入した値のため、各項目の合計値が全体の合計値と合わない場合がある。以下、同様。

上山市経塚斎場の平成 28(2016)年度以降の維持管理経費等は、令和 3(2021)年度を除き 15～19 百万円前後で推移しています。山形市斎場と同様に令和 3(2021)年度は、空調設備更新工事を行ったことから、例年よりも経費が高くなっています。内訳をみると、約 8 割が管理・点検費となっており、例年、管理・点検費の約 5 割が管理委託料となっています。



〔資料：市民生活課〕

図 23. 上山市経塚斎場の維持管理経費等の推移

4. 補修等の履歴

山形市斎場の平成 28(2016)年度以降の補修等の履歴は、以下の通りです。

表 3. 山形市斎場における補修等の履歴

年度	補修実績
平成 28(2016)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
平成 29(2017)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
平成 30(2018)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
	火葬炉油配管からの漏油に係る配管敷設工事
令和元(2019)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
	2階待合室バリアフリー化工事(待合室1・2)
	2階待合室バリアフリー化工事に伴う備品購入
令和2(2020)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
	2階待合室バリアフリー化工事(待合室3・5)
	2階待合室バリアフリー化工事に伴う備品購入
令和3(2021)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
	空調設備改修工事
令和4(2022)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
	エレベーター改修設計委託
令和5(2023)	定期メンテナンスによる消耗部分の補修等
	エレベーター改修工事

※ 100万円以上の補修実績を抜粋。

上山市経塚斎場の平成 28(2016)年度以降の補修等の履歴は、以下の通りです。

表 4. 上山市経塚斎場における補修等の履歴

年度	補修実績
平成 28(2016)	火葬炉及び機器改修工事
平成 29(2017)	火葬炉及び機器改修工事
平成 30(2018)	火葬炉及び機器改修工事
	火葬炉棟屋上防水改修工事
令和元(2019)	待合ホール授乳室仕切り板設置
	火葬炉修繕工事
令和 2(2020)	待合ホール間仕切り壁設置
	火葬炉修繕工事
令和 3(2021)	火葬炉修繕工事
	空調設備更新工事
令和 4(2022)	火葬炉補修工事
令和 5(2023)	火葬炉補修工事

※ 100 万円以上の補修実績を抜粋。

5. 施設・設備状況

(1) 山形市斎場

①外構部門

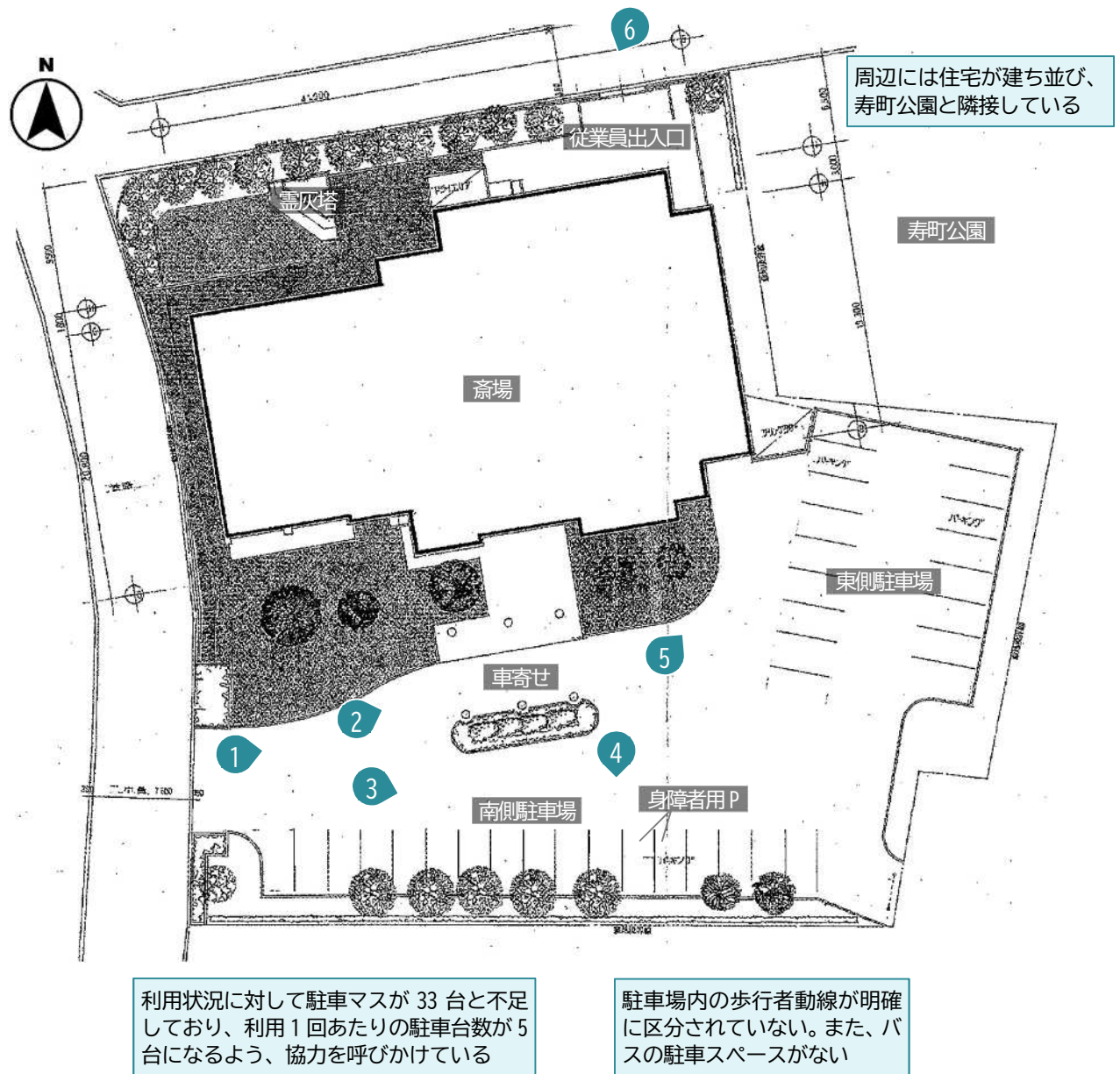


図 24. 写真位置図 (外構部門)



写真 1. 南側駐車場全景



写真 2. 車寄せ



写真 3. 南側駐車場



写真 4. 南側身障者駐車場



写真 5. 東側駐車場



写真 6. 従業員出入口

②火葬部門－告別ゾーン

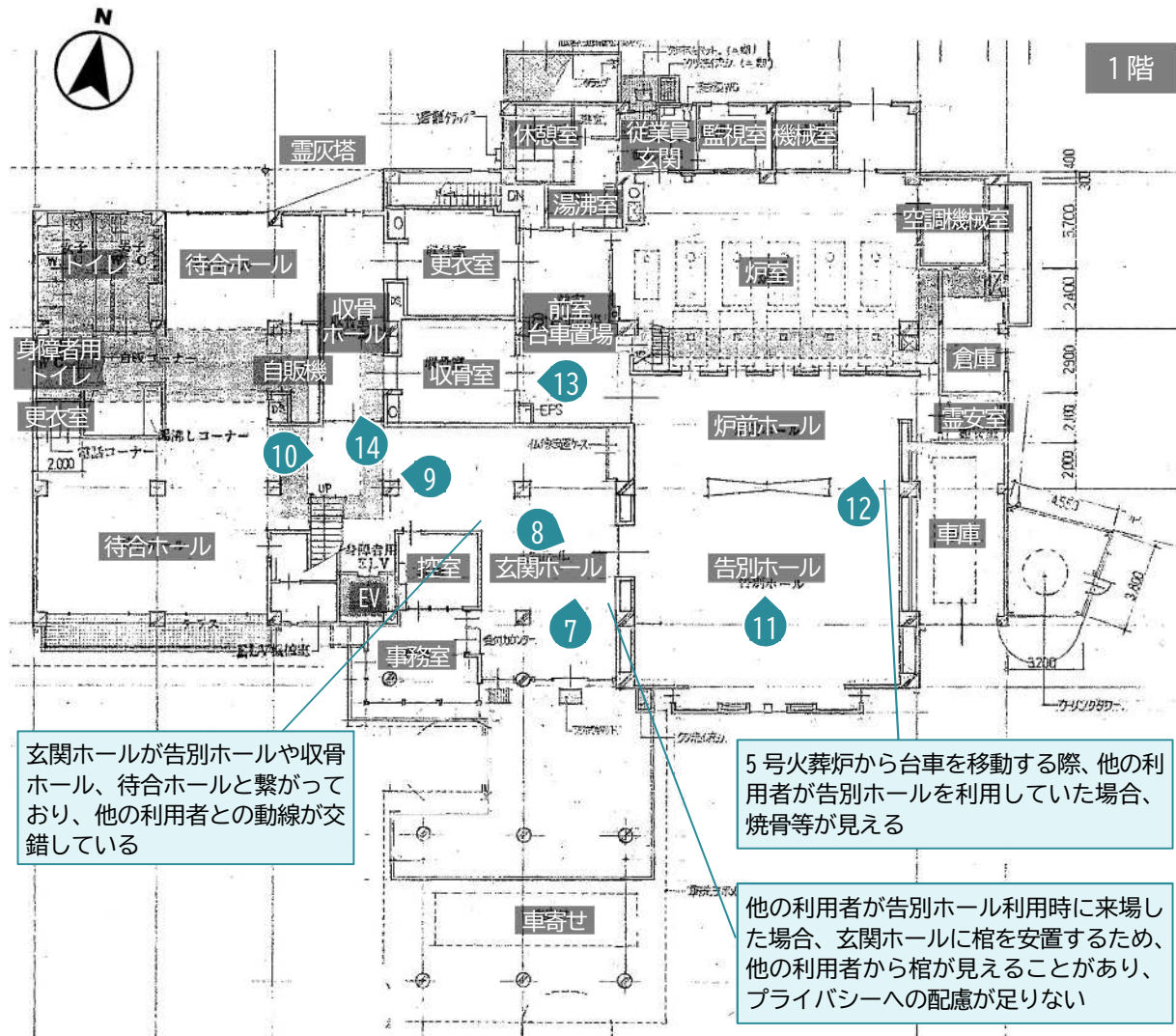


図 25. 写真位置図 (告別ゾーン)



写真 7. 玄関ホール

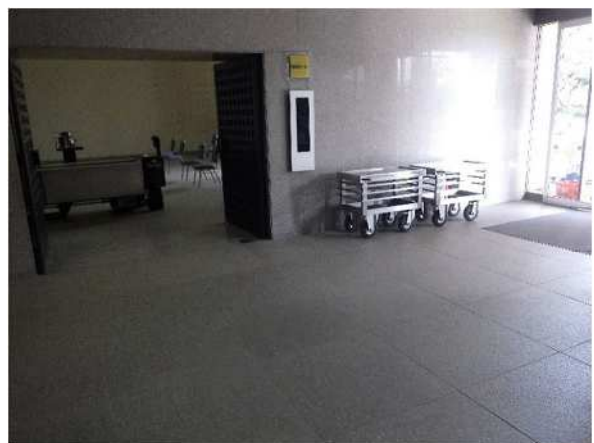


写真 8. 玄関ホール



写真 9. 通路（玄関ホール～待合ホール）



写真 10. 通路（玄関ホール～待合ホール）



写真 11. 告別ホール



写真 12. 炉前ホール（5号火葬炉・大型炉前）



写真 13. 収骨室



写真 14. 収骨ホール

③火葬部門－火葬ゾーン

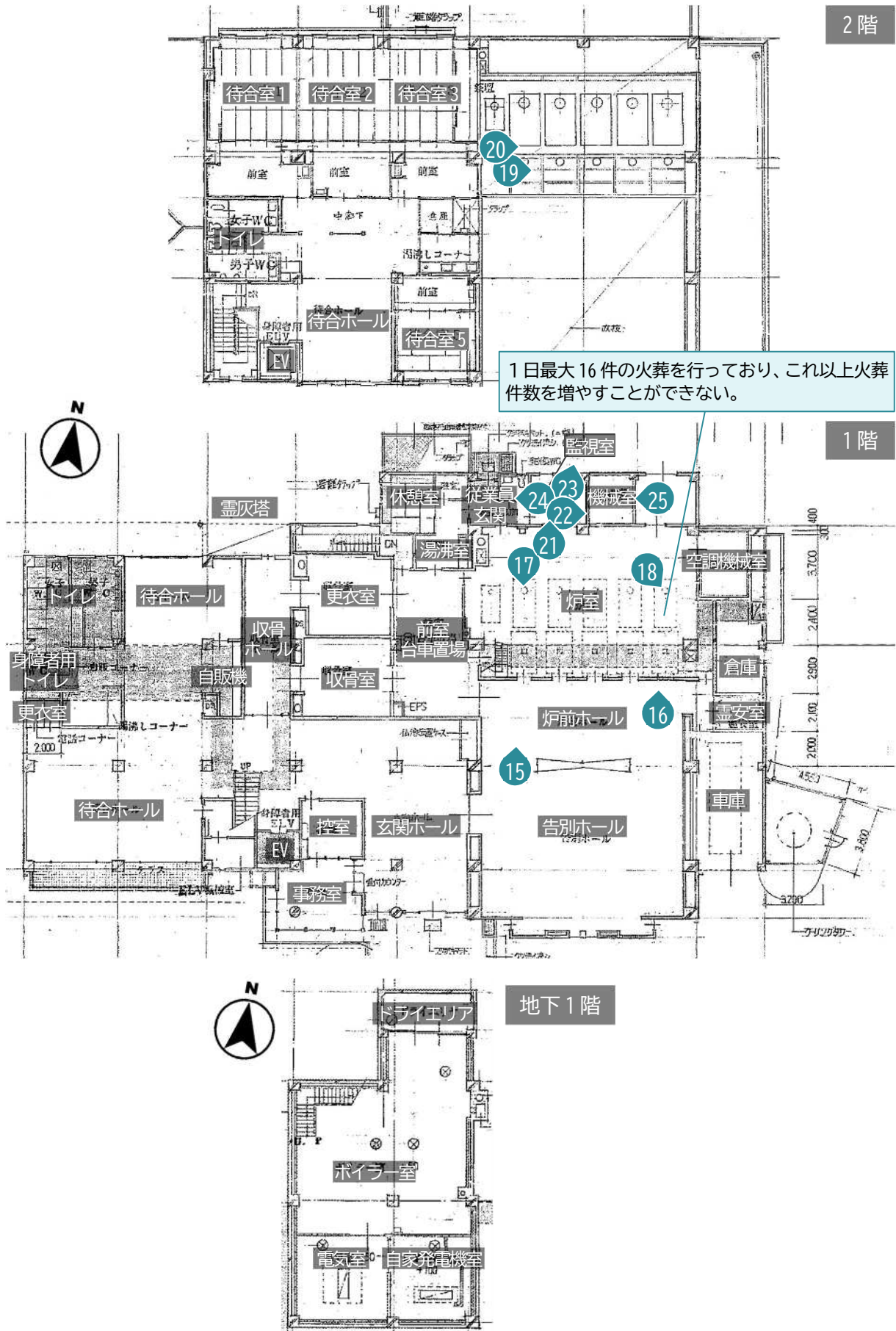


図 26. 写真位置図 (火葬ゾーン)



写真 15. 火葬炉 (1号機)



写真 16. 火葬炉 (5号機)



写真 17. 火葬炉 (1号機)



写真 18. 火葬炉 (5号機)



写真 19. 火葬炉排煙設備 (1~5号機)



写真 20. 火葬炉排煙設備 (1~5号機)



写真 21. 監視室



写真 22. 火葬システム (監視室内)



写真 23. 動力制御盤 (監視室内)

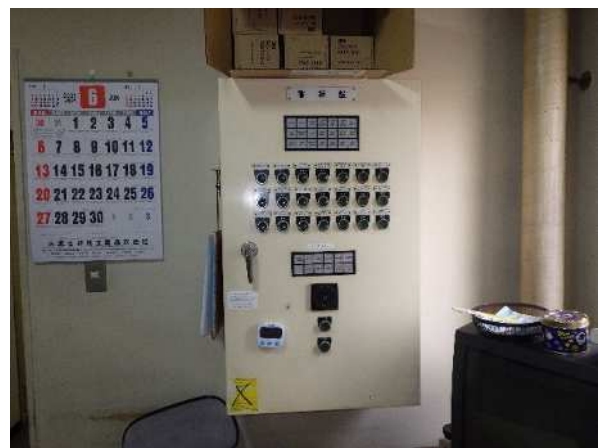


写真 24. 警報盤 (監視室内)



写真 25. オイルサービスタンク (機械室内)

④火葬部門－事務ゾーン

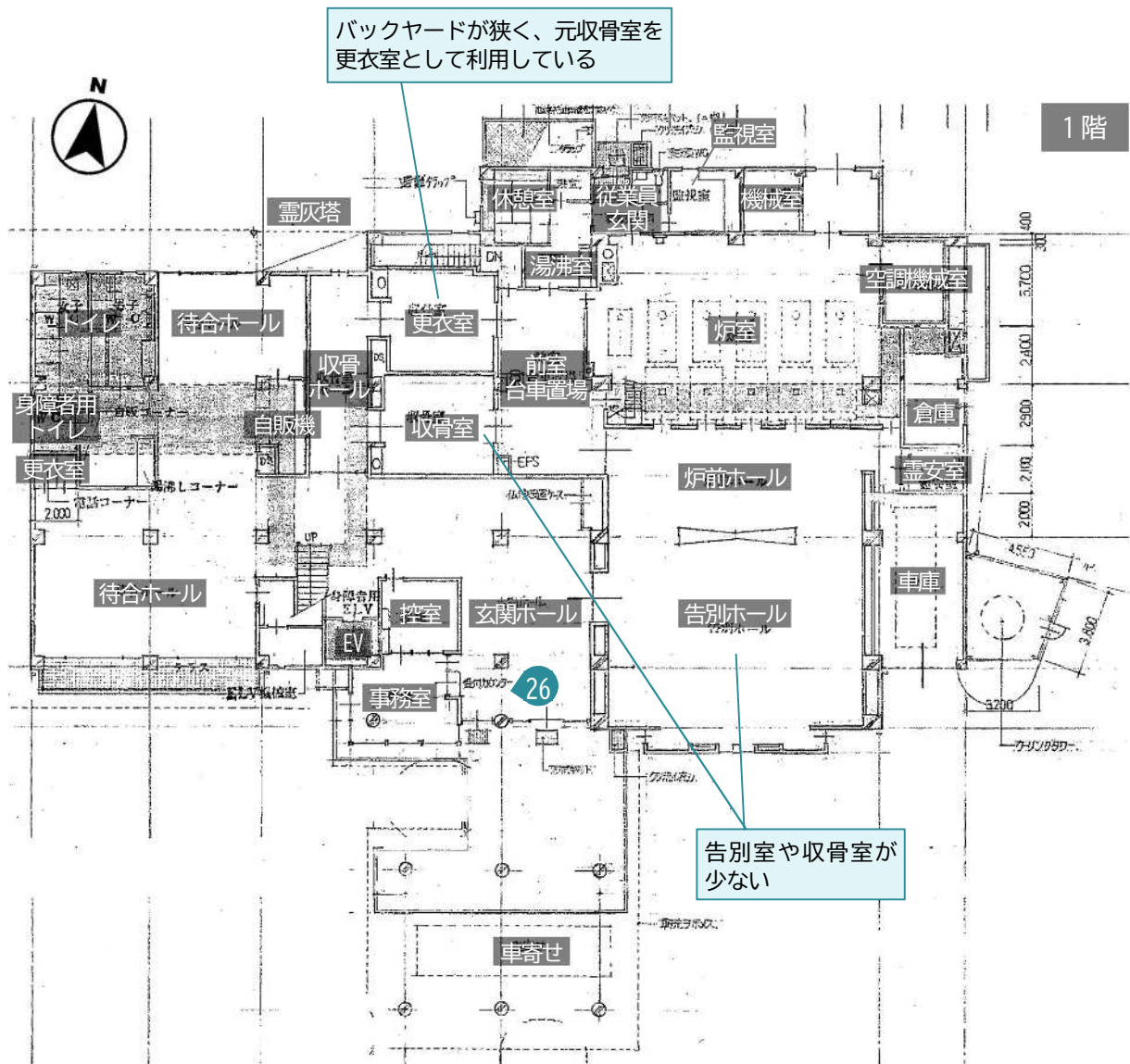


図 27. 写真位置図（事務ゾーン）



写真 26. 事務室

⑤待合部門

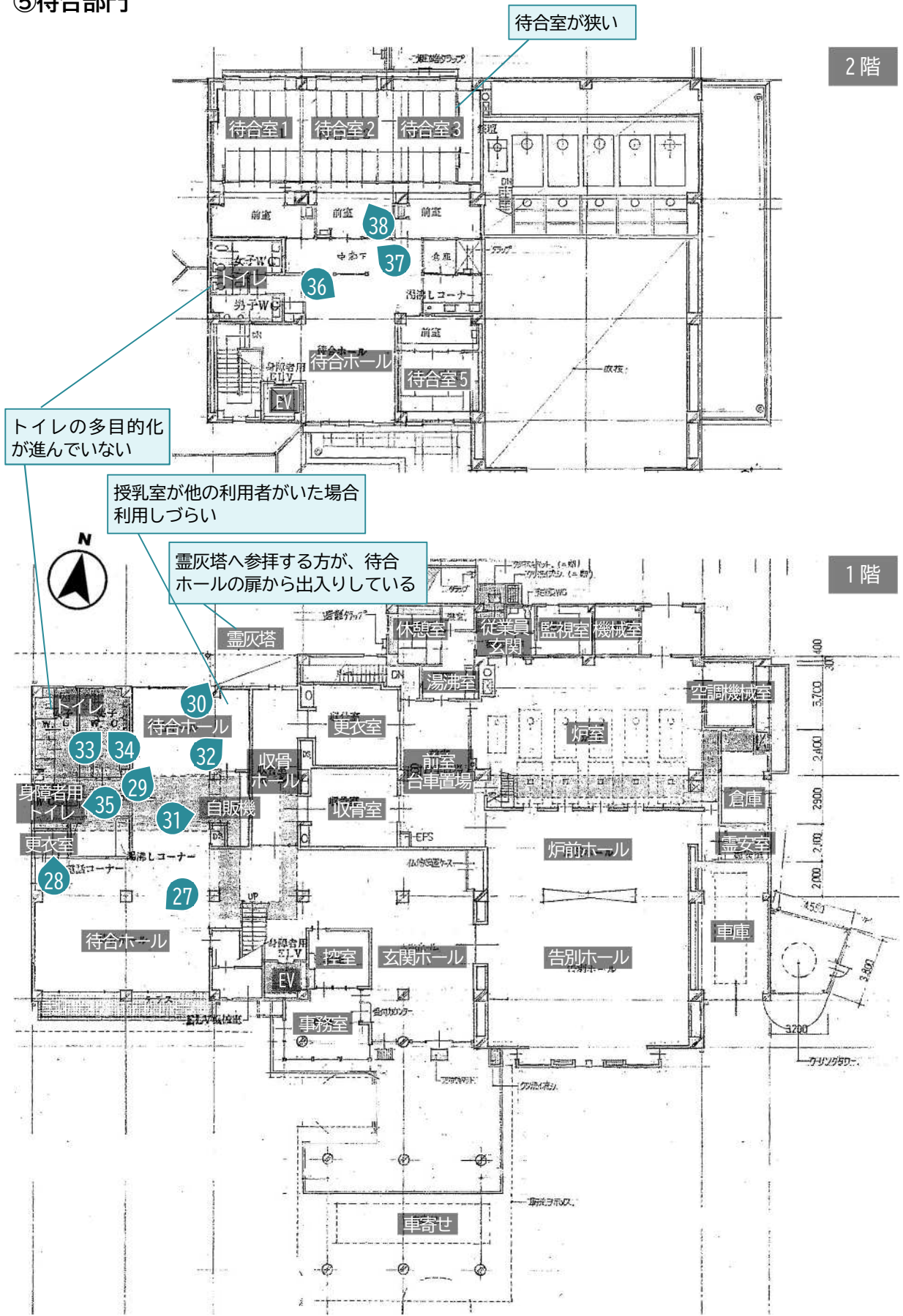


図 28. 写真位置図 (待合部門)



写真 27. 南側待合ホール



写真 28. 更衣室



写真 29. 北側待合ホール



写真 30. 待合ホール（写真奥は霊灰塔）



写真 31. 自動販売機



写真 32. 授乳室（北側待合ホール内）



写真 33. 男子トイレ

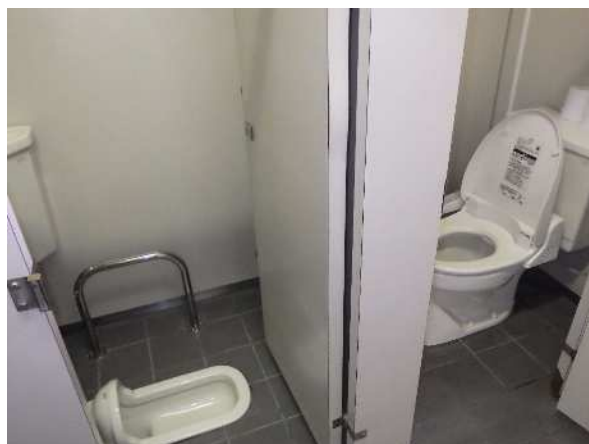


写真 34. 男子トイレ個室



写真 35. 身障者用トイレ



写真 36. 2階待合ホール



写真 37. 2階待合ホール



写真 38. 待合室 2

(2) 上山市経塚斎場

①外構部門

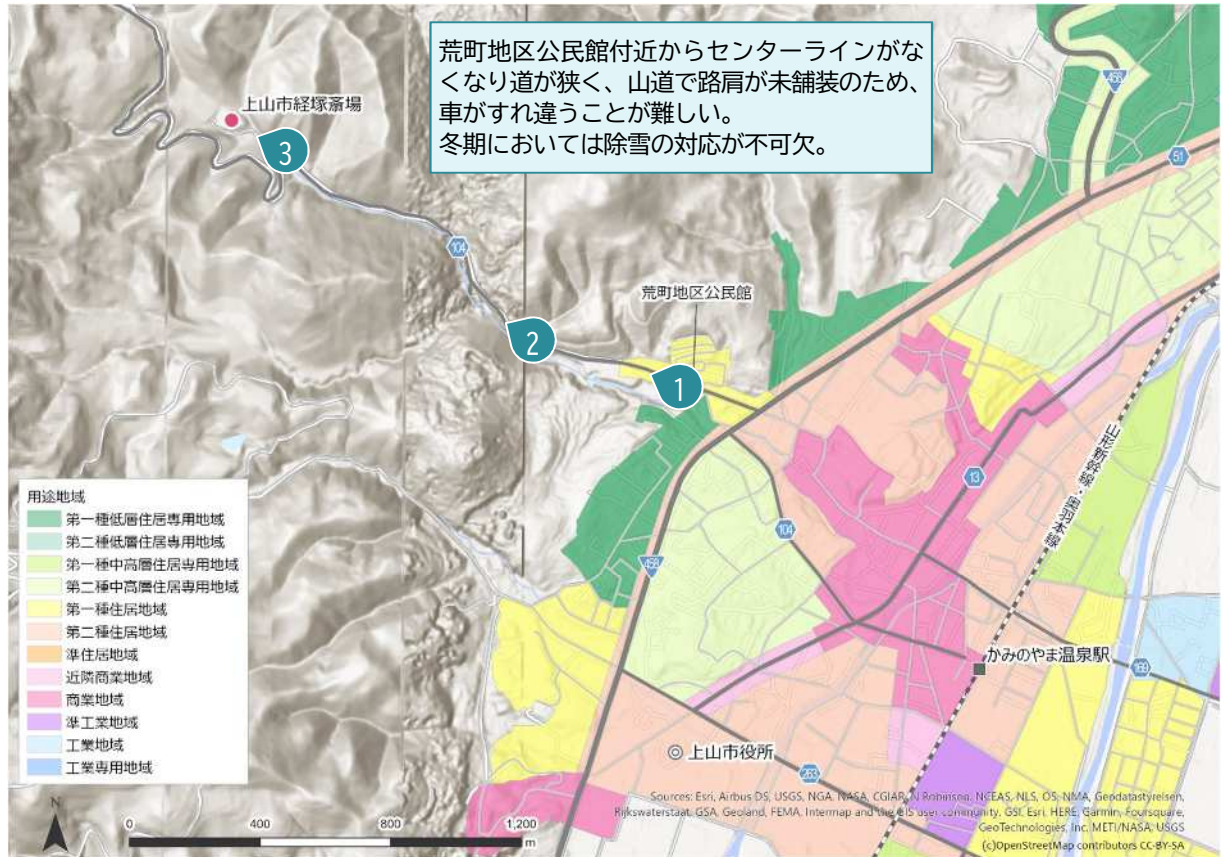


図 29. 写真位置図 (アクセス)

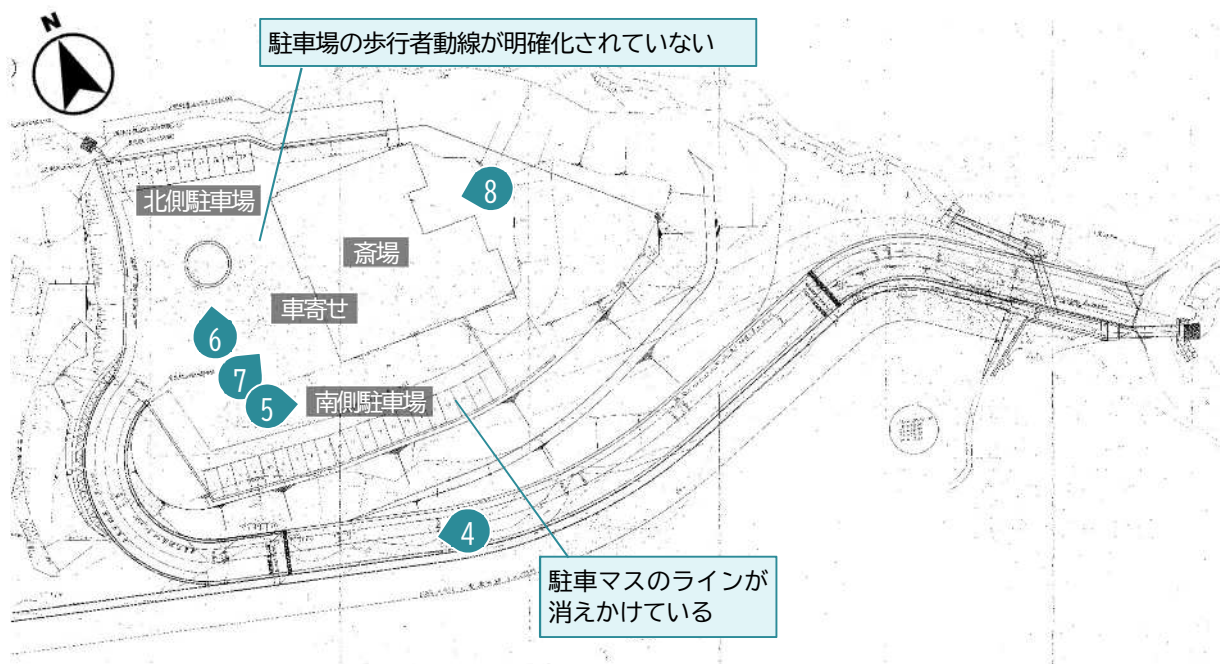


図 30. 斎場の写真位置図 (外構部門)



写真 1. アクセス路 (荒町地区公民館付近)



写真 2. アクセス路 (経塚山自然休養林入口付近)



写真 3. アクセス路 (斎場入口付近)



写真 4. アクセス路 (斎場までのアプローチ)



写真 5. 南側駐車場



写真 6. 北側駐車場



写真 7. 斎場全景



写真 8. 斎場 (東側)

②火葬部門－告別ゾーン



図 31. 斎場の写真位置図（告别ゾーン）

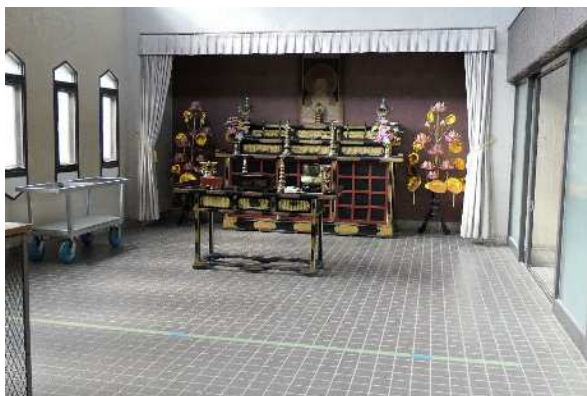


写真 9. 告别ホール



写真 10. 炉前兼収骨ホール入口



写真 11. 炉前兼収骨ホール



写真 12. 炉前兼収骨ホール

③火葬部門－火葬ゾーン

16

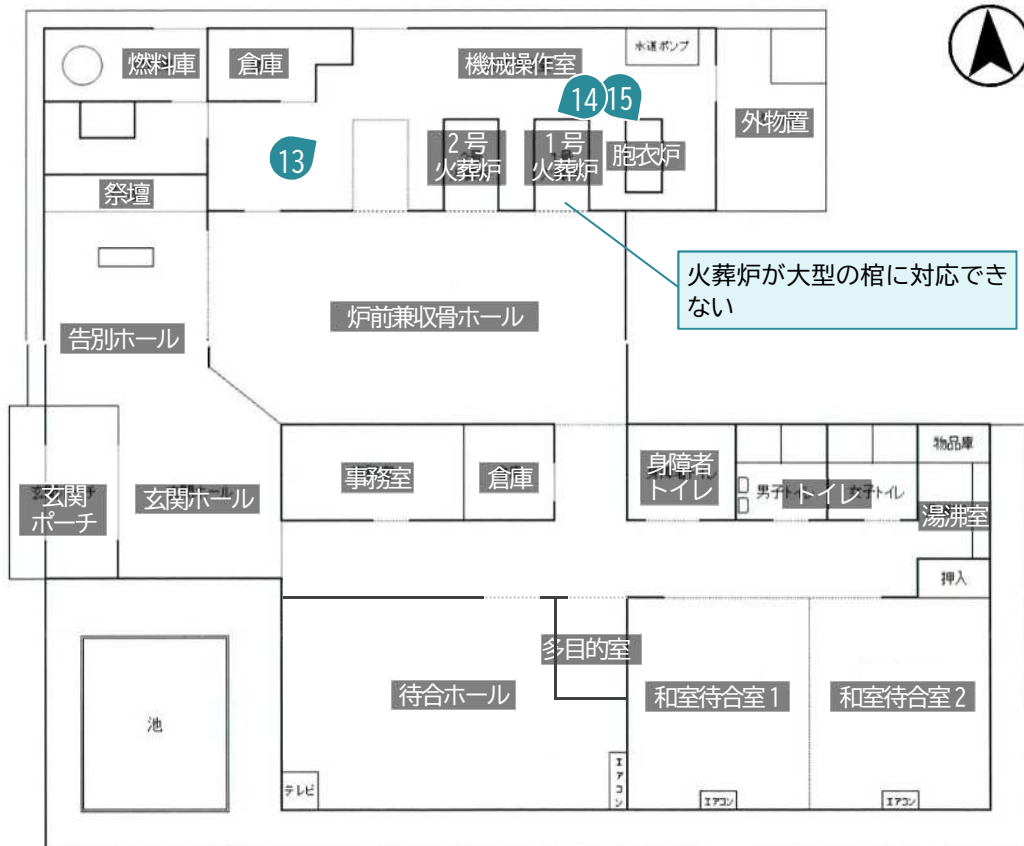


図 32. 斎場の写真位置図（火葬ゾーン）



写真 13. 機械操作室



写真 14. 1・2号火葬炉（機械操作室内）



写真 15. 胞衣炉（機械操作室内）



写真 16. 排気筒（斎場北側）

④火葬部門－事務ゾーン



図 33. 斎場の写真位置図（事務ゾーン）



写真 17. 事務室



写真 18. 事務室

⑤待合部門

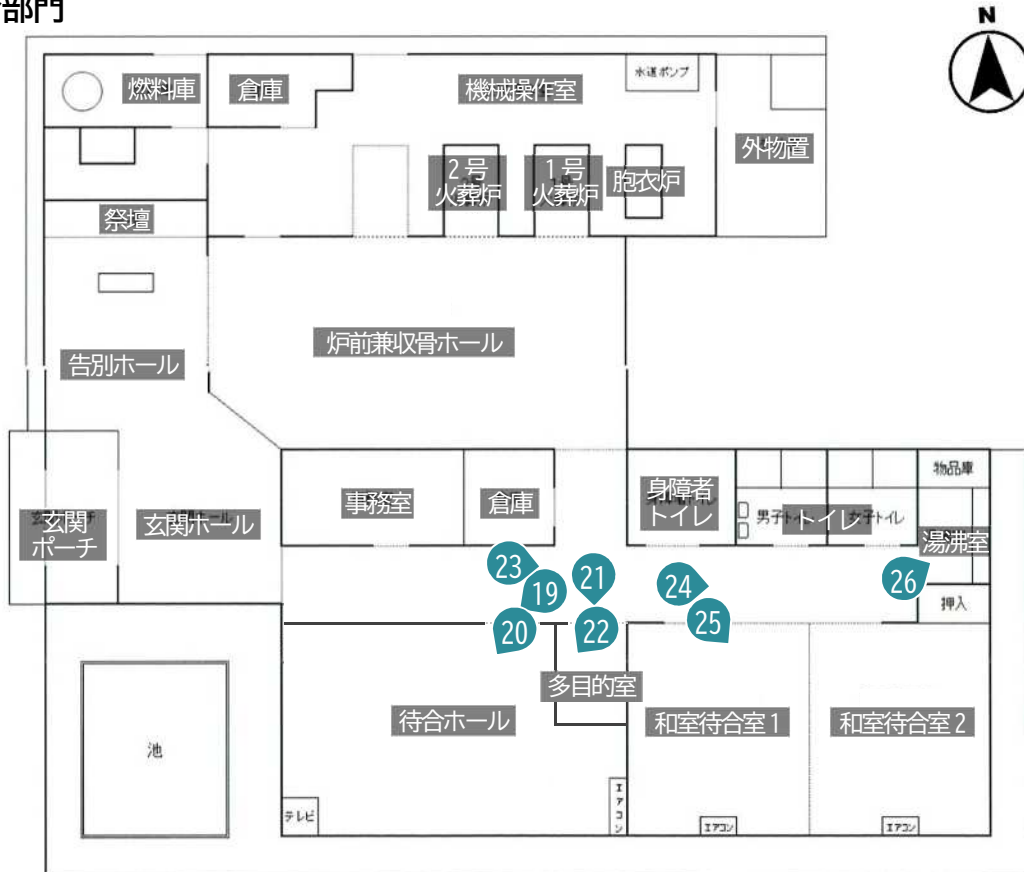


図 34. 斎場の写真位置図（事務ゾーン）



写真 19. 待合ホール前



写真 20. 待合ホール

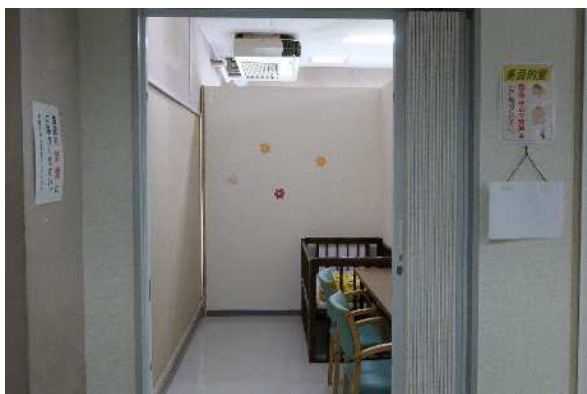


写真 21. 多目的室前



写真 22. 多目的室



写真 23. 通路



写真 24. 通路



写真 25. 和室待合室



写真 26. 湯沸室

第4章 現斎場の課題・新広域斎場整備の必要性

1. 現斎場の課題

(1) 建物

①建物の老朽化への対応

両斎場は、竣工後約40年が経過し、建物や火葬炉設備等の老朽化が進んでおり、今後も設備の更新や修繕工事の経費の増加が懸念されます。

②火葬需要等への対応

山形市斎場は、1日最大16件の火葬を行っており、タイムスケジュール上、これ以上火葬件数を増やすことができない状況です。今後、死亡者数の増加に伴い、更なる火葬件数の増加に対応できない恐れがあることから、火葬需要の増加への対応が必要です。

③施設・設備不足への対応

山形市斎場では、2階に待合室が4室あるものの、待合室のスペースの狭さや告別室及び収骨室が少ないなど、施設や設備が不足しています。上山市経塚斎場では、火葬炉が大型の棺に対応できない状況です。また、上下水道が未整備となっています。これらの状況をふまえ、今後の火葬需要等を見越した施設・設備不足への対応が必要です。

④プライバシー保護への配慮や多様なニーズへの対応

両斎場では、玄関ホールや告別ホール等で利用者の動線が交錯し、プライバシーへの配慮が足りない箇所がある状況となっています。また、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化やトイレの多目的化への対応、授乳室の快適性など多様なニーズへの対応も必要となっています。

(2) 外構等

①駐車場不足への対応

山形市斎場では、駐車場が不足しており、利用者に対し、駐車台数を減らすための協力を呼びかけています。また、バスの駐車スペースが不足しています。冬季の雪置き場、大型・中型バスでの来場を考慮すると、更に駐車場の利便性は低い状況です。今後火葬需要の増加により駐車場がさらに必要となることを見込まれるため、駐車場不足への対応が必要です。

②駐車場の動線の明確化

両斎場とも駐車場内の歩行者動線が明確に区分されていない状況です。高齢者や子どもの利用者が安心して移動できるよう、動線の明確化が必要です。

③ アクセス道路の安全性向上

上山市経塚斎場へのアクセス道路はセンターラインのない幅員が狭い道路となっており、車両がすれ違うのも難しい状況です。特に冬期は除雪の対応が不可欠な状況です。このため、アクセス道路の安全性の向上が必要です。

2. 新広域斎場整備の必要性

(1) 火葬需要等への対応

今後の死亡者数の増加を踏まえると、山形市斎場は現在の火葬炉数では対応が困難となることが見込まれます。また、両斎場ともに建物や火葬炉の老朽化が進行しています。

(2) 広域連携による効率化

2市1町が連携することにより、ライフサイクルコストの縮減や、運営スタッフの縮小が図れることから、効率的な整備・維持管理・運営を行うことができます。

(3) 現地での建替が困難

山形市斎場周辺は住宅地となっており、火葬炉の増設に必要な敷地面積に拡張することが困難な状況です。上山市経塚斎場は、アクセス道路が狭く、敷地の拡張も困難な状況です。



2市1町が連携し、新たな場所へ新広域斎場を整備することが必要

第5章 新広域斎場整備の基本方針

1. 基本理念

斎場は、亡くなられた方との最後の別れの時を過ごす場です。利用者一人ひとりのニーズに配慮した施設づくりをすることで、誰もが安心して利用できる、やさしさとやすらぎに包まれた空間を目指し、基本理念を次のとおりとします。

誰もがやさしさとやすらぎに包まれる
利用者ニーズに配慮した斎場

2. 基本方針

基本方針1：多様なニーズに対応した施設

- ・将来の火葬需要に対応できる炉数と収容力を備えた施設
- ・ユニバーサルデザインなど誰もが快適に利用できる遺族や会葬者に配慮した施設
- ・プライバシーの保護に配慮した安心して利用できる施設

基本方針2：景観と調和し環境に優しい施設

- ・周辺環境と調和した施設
- ・環境負荷の低減に配慮した省エネルギーな施設
- ・災害時でも安全性が確保された施設

基本方針3：維持管理がしやすく効率的な運営ができる施設

- ・ライフサイクルマネジメントを考慮した維持管理や運営がしやすい施設

第6章 新広域斎場の規模算定

1. 必要火葬炉数の算出

(1) 算出方法

「建築設計資料 46 葬祭場・納骨堂(建築資料研究社発行)」の火葬炉数の算出方法をもとに、以下の流れ・数値設定で必要火葬炉数を算出します。なお、胞衣炉は近年整備した他自治体の斎場でも設ける例が少ないため、設けない方針とします。



図 35. 必要火葬炉数の算出フロー

(2) 算出結果

前項の算出方法に基づき、必要火葬炉数を算出したところ、火葬炉を1日2.5回転で稼働すると9基、2回転で稼働すると11基となったため、11基を計画炉数とします。なお、将来死亡者数や年間稼働日数により変化することから、今後計画が進んだ段階で再度算出を行う必要があります。

表 5. 算出結果

【回転数が2回転の場合】

No.	項目	数値	単位	備考
A	2市1町の将来死亡者数	4,308	件/年	2市1町合計の最大値 (R21年値)
A-1	(内訳) 山形市の将来死亡者数	3,591	件/年	将来死亡者数 (R21年値)
A-2	(内訳) 上山市の将来死亡者数	501	件/年	〃
A-3	(内訳) 山辺町の将来死亡者数	216	件/年	〃
B	R21年の山形市斎場 市外需要件数	140	件/年	A-1:将来死亡者数 (R21年) ×B-1:市外需要の割合 (実績値)
B-1	山形市斎場市外需要の割合 (実績値)	3.9	%	山形市・山辺町以外 ÷市内人体火葬件数 (R3,4年平均値)
C	R21年の上山市経塚斎場 市外需要件数	35	件/年	A-2:将来死亡者数 (R21年) ×C-1:市外需要の割合 (実績値)
C-1	上山市斎場市外需要の割合 (実績値)	6.9	%	上山市・山辺町以外 ÷市内人体火葬件数 (R3,4年平均値)
①	将来の年間最大火葬件数	4,483	件/年	A:将来の死亡者数最大値+ B:R21年の山形市斎場市外需要件数 +C:R21年の上山市経塚斎場市外需要件数
②	将来の年間稼働日数	360	日/年	想定値
a	年間火葬件数 (実績値)	3,406	件/年	R4年度実績値 (山形市斎場における市外を含む人体火葬件数)
b	年間稼働日数 (実績値)	360	日/年	R4年度実績値
c	1日の平均火葬件数 (実績値)	9.5	件/日	a:年間火葬件数÷b:年間稼働日数
d	1日の最大火葬件数 (実績値)	16	件/日	R4年度実績値 (延長枠を含めた件数)
③	集中係数 (実績値)	1.7	倍	d:1日の最大火葬件数÷c:1日の平均火葬件数
④	将来の1日の平均火葬件数	12.5	件/日	①年間最大火葬件数÷②年間稼働日数
⑤	将来の1日の最大火葬件数	21.3	件/日	④1日の平均火葬件数×③集中係数
⑥	将来の1日の回転数	2	回転/日	標準的な火葬炉の設計で想定している回転数を採用 (2回転/日)
⑦	火葬炉数	11	基	⑤1日の最大火葬件数÷⑥1日の回転数

※ 実績値には2市1町で最も規模の大きい山形市斎場の実績を採用した。また、標準的な火葬炉の設計で想定している回転数は2回転/日。

【回転数が2.5回転の場合】

⑥	将来の1日の回転数	2.5	回転/日	
⑦	火葬炉数	9	基	⑤1日の最大火葬件数÷⑥1日の回転数

〔資料：将来死亡者数…山形市企画調整課統計調査係推計値 (令和5年11月時点)〕

(2) 同規模の自治体における火葬炉数の整理

東北管内で人口・死亡者数が概ね同規模の自治体における火葬炉数（人体炉）は9～12基となっており、算出した必要火葬炉数と大きな乖離はない結果となっています。

表 6. 東北管内の同規模自治体の人口・死亡者数・火葬炉数

	人口 (人)	死亡者数 (人)	人体炉 (基)	胞衣炉 (基)	備考
2市1町	282,710	3,917	11	0	必要火葬炉数
青森市	271,544	4,112	9	2	※炉数は2斎場（青森市斎場、浪岡斎場）合計
秋田市	300,470	4,241	12	0	
盛岡市	282,960	3,670	9	1	
福島市	270,744	3,757	10	0	
郡山市	317,486	3,767	10	1	
いわき市	310,890	4,715	12	0	※炉数は2斎場（いわき清苑、いわき南清苑）合計

〔資料：人口…総務省「令和5年住民基本台帳人口・世帯数」（令和5年1月1日現在）
死亡者数…総務省「令和4年人口動態（市区町村別）」（令和4年1月～12月計）〕

表 7. 人体炉1基あたりの死亡者数

	人体炉1基あたりの死亡者数 (人/基)	備考
2市1町	560 (新広域斎場整備後：356)	
青森市	457 (新斎場整備後：411)	青森市斎場整備運営事業（人体炉8基予定）+浪岡斎場2基
秋田市	353	
盛岡市	408	
福島市	376	
郡山市	377	
いわき市	393	

※算出方法：表6 R4 死亡者数/人体炉数

2. 施設規模の算定

(1) 敷地面積・延床面積の算定

「建築設計資料 46 葬祭場・納骨堂(建築資料研究社発行)」に記載の試算例を踏まえ、各面積を設定します。令和 4(2022)年における 2 市 1 町の人口は 285,919 人であること、前項で算出した必要火葬炉数が 11 基であることを踏まえ、対象人口 20～30 万人・計画炉数 8 基のパターンと、対象人口 30～40 万人・計画炉数 10 基のパターンにおける試算例の両方を参考として整理します。なお、現時点では候補地が未定のため、候補地が絞り込まれた段階で、候補地の形状や周辺状況等の条件に合わせて見直しを行います。

①敷地面積の算定

上記資料の敷地面積の試算例を踏まえ、**最大値の 39,000 m²を敷地面積として設定**します。

表 8. 対象人口別敷地面積等の試算結果

対象人口	20～30 万人	30～40 万人
計画炉数	8 基	10 基
火葬同時使用数	3 件	3 件
建物の構成	2 棟型	2 棟型
駐車台数	70 台	80 台
建物用地	3,700 m ²	4,500 m ²
構内道路	4,000 m ²	4,500 m ²
駐車場	2,800 m ²	3,200 m ²
庭園部分	2,000 m ²	2,600 m ²
環境緑地等	19,500 m ²	24,200 m ²
敷地合計	32,000 m ²	39,000 m ²

〔資料：「建築設計資料 46 葬祭場・納骨堂(建築資料研究社発行)」

表 8-1 建物面積の試算例 D.郊外立地で斎場（セレモニーホール）が無い場合〕

②延床面積の算定

上記資料の建物面積の試算例を踏まえ、最大値の約 4,000 m²を延床面積として設定します。

表 9. 対象人口別延床面積の試算結果

対象人口		20～30 万人	30～40 万人
計画炉数		8 基	10 基
火葬棟	エントランスホール	160 m ²	200 m ²
	告別室	180 m ²	210 m ²
	炉前ホール	200 m ²	260 m ²
	見送ホール	100 m ²	120 m ²
	収骨室	180 m ²	210 m ²
	霊安室	25 m ²	30 m ²
	炉室	250 m ²	300 m ²
	作業員室	50 m ²	60 m ²
	制御室	40 m ²	45 m ²
	機械室	200 m ²	240 m ²
	電気室	60 m ²	70 m ²
	倉庫	50 m ²	60 m ²
	廊下等	75 m ²	90 m ²
待合棟・ 管理棟	エントランスホール	100 m ²	120 m ²
	待合ロビー	320 m ²	400 m ²
	待合室	320 m ²	400 m ²
	給湯室	20 m ²	25 m ²
	売店	30 m ²	40 m ²
	事務室	50 m ²	60 m ²
	便所	75 m ²	90 m ²
	倉庫	20 m ²	25 m ²
	廊下等	90 m ²	120 m ²
その他		670 m ²	840 m ²
面積合計		3,265 m ²	4,015 m ²

〔資料：「建築設計資料 46 葬祭場・納骨堂(建築資料研究社発行)〕

表 8-2 建物面積の試算例 D.郊外立地で斎場(セレモニーホール)が無い場合]

(2) 同規模自治体における斎場の面積の整理

東北管内で人口・死亡者数が概ね同規模の自治体における斎場の面積は、立地条件等により大小様々な状況となっていますが、算出した敷地面積・延床面積は、著しく乖離する数値ではない結果となっています。

表 10. 東北管内の同規模斎場における人口と敷地面積と斎場面積

	人口 (人)	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	備考
2市1町	282,710	39,000	4,000	現斎場 山形市斎場：市街化区域 上山市経塚斎場：都市計画区域外
青森市	271,544	24,640	2,038	※敷地面積は2斎場の合計 青森市斎場：15,225㎡(敷地) 1,470㎡(延床) 市街化調整区域 浪岡斎場：9,415㎡(敷地) 568㎡(延床) 都市計画区域内
秋田市	300,470	14,331	4,501	都市計画区域内
盛岡市	282,960	7,700	3,733	市街化調整区域
福島市	270,744	48,000	5,013	市街化調整区域
郡山市	317,486	54,973	3,153	市街化調整区域
いわき市	310,890	216,176	5,725	※敷地面積は2斎場の合計 いわき清苑：211,219㎡(敷地) 4,229㎡(延床) 市街化調整区域 いわき南清苑：4,957㎡(敷地) 1,496㎡(延床) 市街化調整区域

[資料：人口・死亡者数…総務省「令和5年住民基本台帳人口・世帯数、令和4年人口動態（市区町村別）」]

第7章 新広域斎場の整備手法・運営手法

1. 火葬場建設に関わる法律

火葬場建設に関わる法律としては、主に「墓地、埋葬等に関する法律」「都市計画法」「建築基準法」があります。

「墓地、埋葬等に関する法律」では、火葬場を経営する際には都道府県知事の許可（現在は市長の許可）が必要と定められています。

「都市計画法」では、火葬場は都市施設として位置づけられ、特に必要があるときは、都市計画区域外でも定められるとされています。

「建築基準法」では、火葬場は特殊建築物として位置づけられ、都市計画区域内においては都市計画決定がされているか、都市計画審議会の議を経ているれば、火葬場を建設することができる定められています。

また、法的規制区域を避けることが望ましいと考えられます。

各法律の内容等を以下に示します。なお、用地選定等にあたっての条件等は、第8章及び第9章で詳述します。

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

墓地、埋葬等に関する法律 第10条において、「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」と定められています。ただし、現在は市長に権限が委譲されており、市長の許可を得ることが必要となっています。

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔出典：墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）〕

(2) 都市計画法

都市計画法 第11条第1項第7号において、都市施設として火葬場を位置付けることができます。

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

(中略)

七 市場、と畜場又は火葬場

(中略)

〔出典：都市計画法（昭和43年法律第100号）〕

(3) 建築基準法

建築基準法 第2条第2号において、特殊建築物として火葬場が位置付けられており、第51条において、都市計画決定がされているか、都市計画審議会の議を経ていれば、火葬場を建設することができるかと定められています。

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(中略)

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

(中略)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

〔出典：建築基準法（昭和25年法律第201号）〕

(4) 法的規制区域

斎場を建設するにあたって、一般的には以下のような法的規制区域ではないことが望ましいと考えられます。

表 11. 法的規制条件と根拠法等

法的規制	根拠法等
保安林	森林法
地域森林計画区	森林法
農業振興地域	農地法
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
造成宅地防災区域	宅地造成等規制法
高圧線の線下地	電気事業法 気設備に関する技術基準を定める省令 電気設備の技術基準の解釈
要措置区域	土壌汚染対策法

2. 整備・運営手法

整備・運営手法は、従来型の分離発注方式のほか、一括発注方式（DB方式、DBO方式、PFI方式等）があります。斎場では、一括発注方式のBTO方式で実施するケースが多く見受けられます。なお、PPP/PFI等*の実施手法の検討にあたっては「山形市PPP/PFI手法導入に係る優先的検討基本方針」に基づき適切な新広域斎場整備・運営手法を決定します。

※ PPPは、Public Private Partnershipの略で、公民連携のこと。PFIは、Private Finance Initiativeの略で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のこと。各方式は表14参照。

表 12. 分離・一括発注方式ごとの整備・運営手法

区分	分離発注方式 (従来型)	一括発注方式		
		DB方式	DBO方式	PFI方式
設計	設計会社	設計会社 建設会社 火葬炉メーカー	民間事業者 (SPC等)※1	民間事業者 (SPC等)※1
建設	建設会社 火葬炉メーカー			
維持管理	直営・ 維持管理会社	直営・ 維持管理会社		
運営	直営・ 運営会社	直営・運営会社		
発注方式	分離発注 (仕様発注※2)	設計・建設部門 のみ一括発注 (性能発注※3)	一括発注 (性能発注※3)	一括発注 (性能発注※3)
業者選定	個別選定	個別選定	事業者を募集し、 提案を受け 優先交渉権者を選定	事業者を募集し、 提案を受け 優先交渉権者を選定
事業期間	単年度(原則)	単年度(原則)	12~20年程度	12~20年程度
民間資金 の活用	活用なし	活用なし	活用なし	活用あり

※1 SPC(Special Purpose Company)とはある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PPP/PFIでは、公募提案する共同企業体が新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。〔内閣府HP〕

※2 仕様発注とは発注者が詳細な仕様を決め設計書等により民間事業者へ発注する方式のこと。

※3 性能発注とは発注者が示す性能内であれば細かな手法は問わず民間事業者の創意工夫を発揮しやすい発注方式のこと。

表 13. PPP/PFI手法(民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法)

手法名	手法の概要
公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。既存の施設、新規の施設どちらにも設定可能。
指定管理者制度	それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人・その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度。
包括的民間委託	複数の施設(事業分野)を包括する場合や同一施設(事業分野)における複数業務を包括する場合など複数業務化を含んだ上で、適宜、複数年度化、性能規定化の要素を持つような、公共施設等の管理に係る業務委託。
0方式	【PFI】「Operate方式」。選定事業者は、施設の設計・建設や保有は行わず、施設の維持官営及び運営のみを事業期間終了時まで行う事業方式。

〔出典：山形市PPP/PFI手法導入に係る優先的検討基本方針 別表第1〕

表 14. PPP/PFI 手法

分類	手法名	手法の概要	備考	
民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	民間資金を活用	BT0 方式	【PFI】「Build-Transfer-Operate 方式」。選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式。	対象事業において、維持管理・運営の占める割合（選定事業者の裁量）が小さい事業向き。（サービス購入型）
		BOT 方式	【PFI】「Build-Operate-Transfer 方式」。選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了後に公共部門に施設所有権を移転する事業方式。	対象施設において利用料金を徴収するなど、対象事業において維持管理・運営の占める割合（選定事業者の裁量）が大きい事業向き。（独立採算型）選定事業者が当該施設に係る財産課税を負担する必要あり。
		BOO 方式	【PFI】「Build-Own-Operate 方式」。選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了後に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する事業方式。	BOT とほぼ同様であるが、施設の設置に期限がある場合に採用。
		RO 方式	【PFI】「Rehabilitate-Operate 方式」。選定事業者が対象施設を改修後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式。	
		リース方式	選定事業者が対象施設を設計・建設し、施設の維持管理を行い、そのサービス対価を公共部門がリース料として支払う事業方式。運営については、公共部門が直接実施する場合が多い。（選定事業者を指定管理者に指定する事例あり。）	PFI 法に基づかないため、PFI 手法と比較し施設整備までの時間が比較的短い。
	民間資金を活用しない	DBO 方式	「Design-Build-Operate 方式」。選定事業者が対象施設を設計・建設し、施設の維持管理及び運営を行うが、施設の所有、資金の調達については公共部門において行う事業方式。	補助金や有利な起債等公共において財源調達した方がよい場合に採用。
民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	民間資金を活用	BT 方式	【PFI】「Build-Transfer 方式」。選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後公共部門に施設所有権を移転し、施設の維持管理及び運営については公共部門が直営で行う方式。	
		立替施行方式	公団等が当該市町村に代わって公共施設や利便施設の建設を施行し、当該市町村は当該費用を長期で返済する事業方式。	べにっこひろば (山形県住宅供給公社)
	民間資金を活用しない	DB 方式	「Design-Build 方式」。選定事業者が対象施設を設計・建設をするが、施設の所有、資金の調達については公共部門において行う事業方式。	

〔出典：山形市 PPP/PFI 手法導入に係る優先的検討基本方針 別表第 1〕

表 15. PPP/PFI 手法（公的不動産（PRE）利活用事業）

手法名	手法の概要	備考
公有地利活用型	公共部門が所有する土地（公有地）を選定事業者へ貸付し、事業者が施設を建設・運営する事業手法。	公共部門に地代・賃借料等の歳入が見込める。 貸付にあたって、施設の仕様について条件を付与。一部公的施設を併設し、そちらの運営に補助等を行う場合も賃料と相殺できる。
公共施設利活用型	公共部門が所有する遊休公共施設を選定事業者へ貸付し、事業者が施設を運営する事業手法。	

〔出典：山形市 PPP/PFI 手法導入に係る優先的検討基本方針 別表第 1〕

表 16. PFI の事業形態比較

分類	内容	
独立採算型	公共の事業許可に基づき、民間の採算がとれる分野で、民間が建設して事業を運営する形態。投資の回収は、利用者からの料金収入によります。	
	事例	港湾コンテナターミナル施設、駐車場
ジョイント・ベンチャー型	公共と民間の事業ニーズが合致し、公共と民間の両方の資金を用いて施設の設計、建設、維持及び管理を行う形態。公共が単独で行うよりも事業費が削減できます。	
	事例	宿泊施設、余熱利用施設
サービス購入型	民間が施設を建設して事業を運営する形態。投資の回収は、公共からのサービス対価支払によります。利用料金は公共の収入となります。	
	事例	斎場、学校、庁舎

第8章 新広域斎場整備の基本的考え方

1. 施設構成

新広域斎場における施設構成・規模を定めます。施設構成・規模は、第6章で想定した施設の機能構成とします。

外観は、建物の高さを抑え周囲の緩衝帯から建物を大きく突出させないことや火葬炉の煙突を見えにくくする、周囲の景観に調和した意匠とするなど景観的配慮を行います。

エネルギーについては、環境負荷を軽減するため、太陽光パネルなどの設置を検討します。

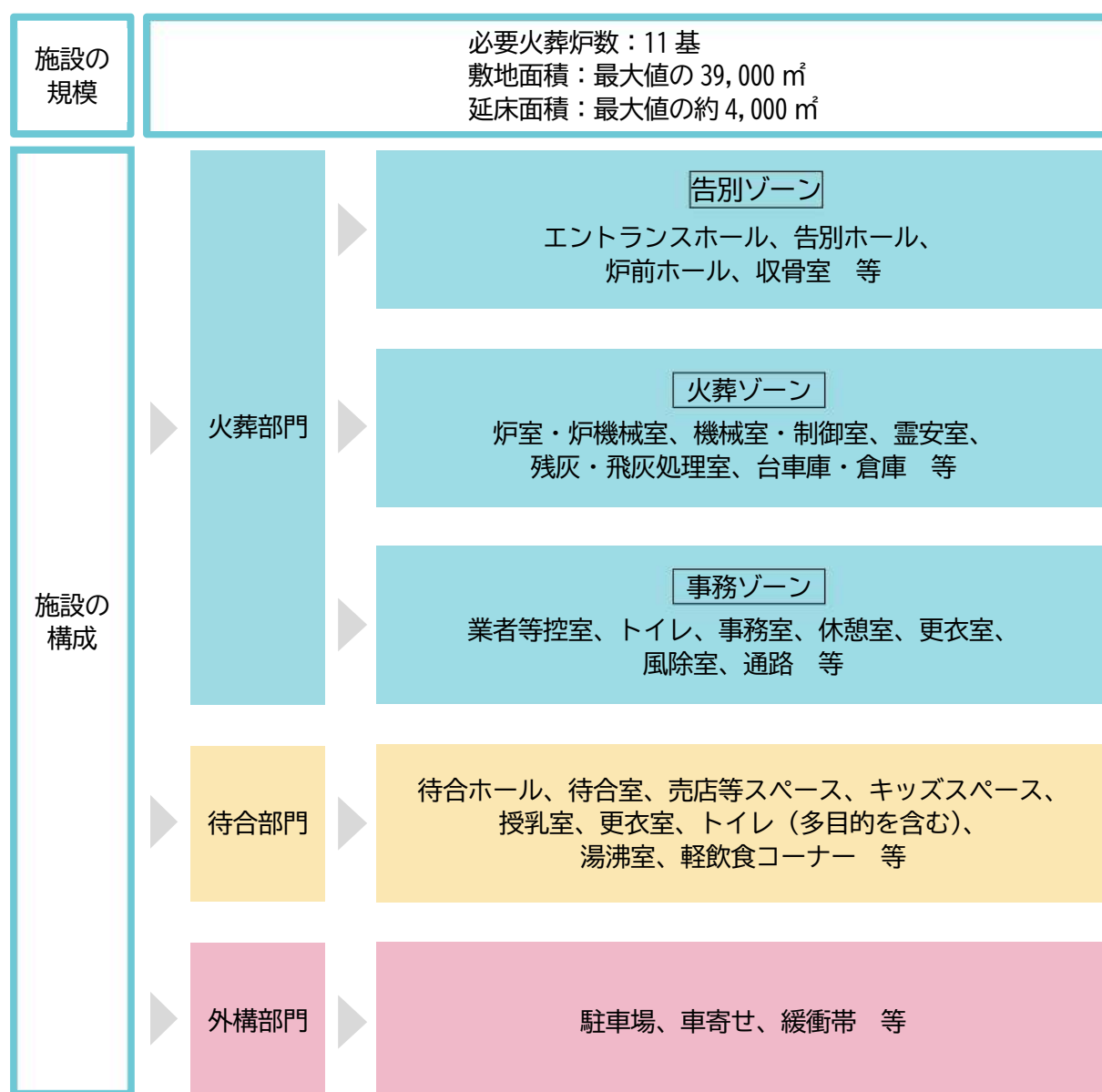


図 36. 施設構成・規模

(1) 火葬部門

現時点で想定される火葬部門の各ゾーンにおける整備イメージを示します。

①告別ゾーン

告別ゾーンでは、告別・見送り・収骨を行います。柩を安置し、最後のお別れを行う場所であることから、利用者が集まることのできるスペースを確保します。

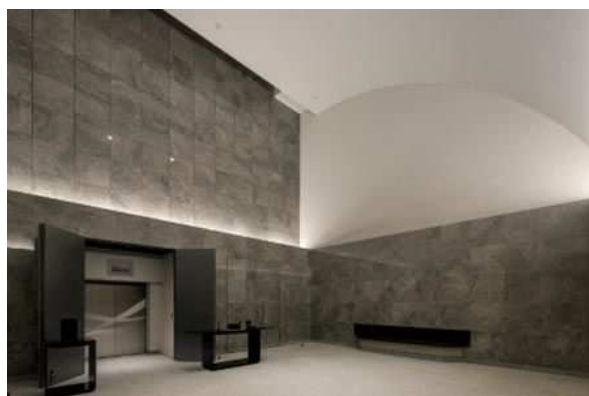
また、利用者のプライバシーに十分に配慮した整備を検討します。利用者の心情やプライバシーに配慮し、告別室と収骨室の部屋を別々に整備するのではなく、告別室と収骨室を同一部屋に集約し炉前ホールを兼ねた整備とするなどの事例があります。

【事例】告別ホールの整備イメージ



告別室（秋田市 秋田市斎場）

〔出典：秋田市 HP〕



告別収骨ホール（高崎市 高崎市斎場）

〔出典：高崎市 HP〕

【事例】収骨室の整備イメージ



収骨室（福岡市 刻の森）

〔出典：福岡市葬祭場 HP〕



お別れ室（東松島市 東松島市火葬場）

〔出典：東松島市 HP〕

②火葬ゾーン

火葬ゾーンでは、ご遺体の火葬や柩の保管を行います。火葬炉・制御室は、円滑な火葬を進めるとともに、省エネ・環境へ配慮を行い、その上で周辺の景観に配慮した整備を検討します。

霊安室は、利用者の動線とできるだけ離れた場所とし、正面玄関からの柩の搬入を避けるために、入口を別に設けるなど円滑な動線を検討します。

【事例】火葬炉・制御室の整備イメージ



火葬炉（秋田市 秋田斎場）

〔出典：秋田市 HP〕



制御室（牛久市 うしくあみ斎場）

出典：牛久市 HP〕

【事例】霊安室の整備イメージ



霊安室（野田市 野田市斎場）

〔出典：公営斎場出のお葬式 HP〕



霊安室

〔出典：東都典範 HP〕

③事務ゾーン

事務ゾーンは、斎場を運営する上での事務作業等を行うとともに、葬祭業者等が待機する場所です。効率的な運営に適した規模や位置を検討します。

【事例】事務ゾーンの整備イメージ



事務室 (松戸市 松戸市斎場)
〔出典：公営松戸市斎場総合案内 HP〕



導師控室 (大和市 大和斎場)
〔出典：ししくらセレモニー HP〕

(2) 待合部門

現時点で想定される待合部門の整備イメージを示します。

待合室・待合ホールは、火葬を行っている間、利用者が待つ空間です。高齢の利用者の利用や車いすの利用者が多いことを想定し、洋室による整備を検討します。

また、遠方から来訪する利用者の着替えに対応するための更衣室や乳幼児や児童がいる利用者を想定した授乳室やキッズルーム、売店や自動販売機の設置など利用者の利便性を向上させる整備内容を検討します。

【事例】待合室、待合ロビーの整備イメージ



待合室（つくば市 つくば市民斎場）
〔出典：つくば市民斎場 HP〕



待合ロビー
（羽幌町 広域火葬場はまなす聖苑）
〔出典：羽幌町 HP〕

【事例】授乳室・売店の整備イメージ



授乳室（近江八幡市 さざなみ浄苑施設）
〔出典：近江八幡市 HP〕



売店（千葉市 千葉市斎場）
〔出典：千葉市斎場内売店・葬祭のご相談 HP〕

【事例】キッズスペースの整備イメージ



キッズルーム
(四市複合事務組合 しおかぜホール茜浜)



キッズルーム (静岡市 新清水斎場)
〔出典：静岡市 HP〕
〔出典：しおかぜホール茜浜 HP〕

【事例】更衣室の整備イメージ



更衣室 (千葉市 千葉市斎場)
〔出典：アスエテ HP〕



更衣室 (仙台市 葛岡斎場)
〔出典：マイベストプロ HP〕

(3) 外構部門

外構部門は、駐車場、緩衝帯、付帯施設等のある空間です。利用者が安全に利用でき周囲の景観と調和した整備を行います。

利用者は自家用自動車やマイクロバスなどを利用することが想定されることから、駐車場は十分な駐車台数を確保します。また、自動車と身障者・子供などをはじめとする歩行者との交錯を防ぎ安全に利用できるようにするため、歩行者動線を分離し、色覚バリアフリーなどに配慮したカラー舗装などを検討します。

緩衝帯は、建物が目立たないようにする周辺の緑地等で、周囲の景観との調和に配慮します。

【事例】駐車場の整備イメージ



カラー舗装（大崎市 道の駅大崎）



カラー舗装（大崎市 道の駅大崎）

〔出典：現地調査により撮影〕

【事例】緩衝帯の整備イメージ



緩衝帯（平川市 平川市やすらぎ聖苑）



緩衝帯遠景（平川市 平川市やすらぎ聖苑）

〔出典：現地調査により撮影〕

2. 用地選定の考え方

火葬場の建設は、立地による影響が大きいため、土地利用計画との整合や周辺環境への配慮が必要であり、昭和 35(1960)年に建設省通達により都市計画決定の際の技術的計画標準（案）が示されました。本通達は平成 12(2000)年の地方分権一括法施行に伴い廃止されていますが、火葬場の位置決定の参考資料として現在も多く活用されています。

1. 計画方針

卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場及びごみ焼却場の計画は都市の総合的な土地利用計画に基づき、最も利便にしてかつ周囲に及ぼす悪影響の少ない環境にその位置を選択し、都市における供給及び処理施設の総合的整備を図り、もって市民生活の向上に資するものとする。

2. 計画

2-1 位置

(1) 総則

- ア. 各施設とも都市計画区域に設けることを原則とするが、必要に応じて都市計画区域外に設けても差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。
- イ. 風致地区内、景勝地内又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。
- ウ. 当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置または隣接させてもよいが、その他の施設相互の位置または隣接はさけること。
- エ. 特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じて、本標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。

(中略)

(4) 火葬場

- ア. 恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。
- イ. 山陰、谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。
- ウ. 主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。
- エ. 幹線街路または鉄道に直接接しないこと。
- オ. 市街地及び将来市街化の予想される区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。
- カ. 附近 300 メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。

〔出典：火葬場を都市計画決定する際の計画標準 旧建設省通達 昭和 35 年（現在廃止）〕

本通達の考え方を踏まえつつ、新広域斎場の建替え場所の選定にあたっては「墓地、埋葬等に関する法律」「都市計画法」「建築基準法」等を遵守するとともに、次の用地選定の考え方を考慮した上で選定します。

表 17. 用地選定の考え方

項目	内容
①法規制面	積極的に保全すべき自然環境・埋蔵文化財等の規制があるエリアに該当しない場所。
②防災面	ハザードエリア等に該当しない災害のリスクが低い場所。もしくは、整備により災害リスクへの対策が可能な場所。アクセス道路の安全性も考慮する。
③用地確保面	新広域斎場を建設できる十分な面積があり、地権者や周辺住民からの整備に対する理解や合意が得やすい場所。
④コスト面	公有地等の建設費用を抑えることができる場所。なお、上下水道等のインフラも考慮する。
⑤立地・アクセス性	どの市町からも利用しやすく（各市町の中心部から自動車でも概ね 30 分圏内）、十分な幅員の道路が通っている場所。

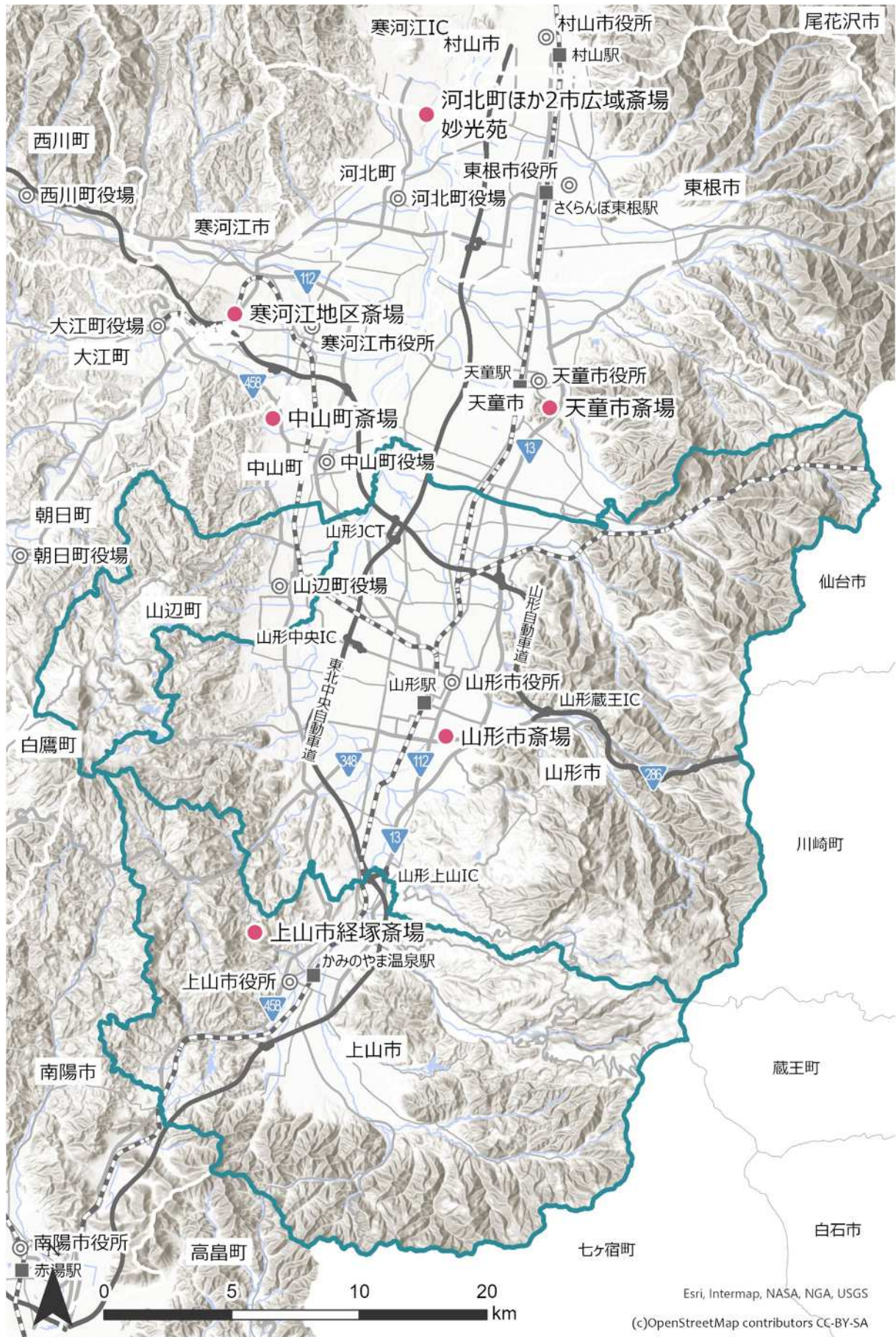


図 37. 現在の齋場位置

3. 事業スケジュール（案）

新広域斎場は、2033(令和15)年度の完成、2034(令和16)年度の供用開始を目指します。

この事業スケジュール（案）は、基本構想策定時点のものであり、敷地条件、建設場所や関係機関を含む協議等の進捗状況、環境アセスメント、地質調査、建築規模、各種法令等の必要手続き等により、変更となる場合があります。その際は、必要に応じて事業スケジュール（案）の見直しを行います。

表 18. 新広域斎場整備事業スケジュール（案）

令和5年度 (2023)	基本構想			
令和6年度 (2024)	基本計画 準備	候補地選定 ・ 地元協議	連携手法 決定	
令和7年度 (2025)	基本計画策定 PFI導入 可能性調査	用地交渉	測量 ・ 地質調査 埋文調査 環境影響調査	都市計画 審議会・決定
令和8年度 (2026)		用地取得		
令和9年度 (2027)				造成設計 造成工事
令和10年度 (2028)	【PPP/ PFI手法 の場合】	事業者募集 ・ 選定 ・ 契約	設計 プロポ	
令和11年度 (2029)			基本 ・ 実施設計	
令和12年度 (2030)				発注
令和13年度 (2031)				設計 建設工事 ・ 外構工事
令和14年度 (2032)			建設 ・ 外構工事	
令和15年度 (2033)				
令和16年度 (2034)	開場			

4. 概算事業費

概算事業費を算定するため、他自治体の近年の策定計画等（H29～R5）を参考に単価を設定します。なお平均単価は切り上げにより設定します。

（１）造成工事費

造成工事費の平均単価は約 40,000（円/㎡）とします。

表 19. 造成工事費事例

整備事例	金額 (円)	造成面積 (㎡)	平米単価 (円/㎡)	平均単価 (円/㎡)
A市再編整備計画	114,000,000	7,600	15,000	31,629 ≒40,000
B市等基本計画	347,458,475	7,200	48,258	
C市基本設計	—	—	—	
D市基本計画	—	—	—	
E市基本計画	—	—	—	

（２）建築工事費

建築工事費の平均単価は約 600,000（円/㎡）とします。

表 20. 建築工事費事例

整備事例	金額 (円)	面積 (㎡)	平米単価 (円/㎡)	平均単価 (円/㎡)
A市再編整備計画	1,071,000,000	1,785	600,000	595,765 ≒600,000
B市等基本計画	1,906,021,356	3,099	615,108	
C市基本設計	2,472,000,000	4,200	588,571	
D市基本計画	4,301,000,000	6,880	625,145	
E市基本計画	660,000,000	1,200	550,000	

（３）設備工事費

他自治体の近年の事例から、設備工事費（火葬炉）の基数単価は約 60,000,000（円/基）とします。

表 21. 設備工事費（火葬炉）事例

整備事例	金額 (円)	炉数 (基)	単価 (円/基)	平均単価 (円/基)
A市再編整備計画	138,900,000	3	46,300,000	57,545,354 ≒60,000,000
B市等基本計画	609,090,909	9	67,676,768	
C市基本設計	203,000,000	4	50,750,000	
D市基本計画	756,000,000	12	63,000,000	
E市基本計画	180,000,000	3	60,000,000	

(4) 外構工事費

他自治体の近年の事例から、外構工事費の平均単価は約 20,000 (円/㎡) とします。

表 22. 外構工事費事例

整備事例	金額 (円)	面積 (㎡)	事例単価 (円/㎡)	平均単価 (円/㎡)
A 市再編整備計画	55,740,000	3,842	14,508	15,624 ≒20,000
B 市等基本計画	88,724,735	5,300	16,741	
C 市基本設計	—	—	—	
D 市基本計画	—	—	—	
E 市基本計画	—	—	—	

(5) 調査設計費

調査設計費は、候補地条件に左右され、必ずしも平米単価によらないため、他自治体の近年の事例などを参考に検討を行い、約 2 億円と想定しました。

表 23. 調査設計費 (内訳)

項目	金額 (円)	備考
地形測量	2,550,000	約 2ha の平地と想定
用地境界測量	20,000,000	約 3.9ha と想定
売買、分筆、合筆、登記	4,000,000	約 3.9ha と想定
地質調査	6,000,000	ボーリング 6 本程度と想定
環境影響調査	10,000,000	他自治体の近年の事例を参考
基本計画	15,000,000	他自治体の近年の事例を参考
基本設計 (土木)	20,000,000	都市計画の変更などの諸手続き込みと想定
実施設計 (土木)	30,000,000	
基本設計 (建築)	80,000,000	他自治体の近年の事例を参考
実施設計 (建築)		
工事監理費	24,000,000	工事監理約 24 か月と想定
合計	211,550,000	

(6) 解体工事費

他自治体の近年の事例から、解体工事費の平均単価は約 80,000 (円/㎡) とします。

表 24. 解体工事費事例

整備事例	金額 (円)	面積 (㎡)	事例単価 (円/㎡)	平均単価 (円/㎡)
A 市再編整備計画	—	—	—	78,498 ≒80,000
B 市等基本計画	31,464,000	561	56,086	
C 市基本設計	—	—	—	
D 市基本計画	343,700,000	4,218	81,484	
E 市基本計画	66,000,000	674	97,923	

(7) 概算事業費

新広域斎場整備の現時点での概算事業費（従来方式で整備する場合）を、第 6 章 新広域斎場の規模算定で想定した火葬炉（11 基）の場合の敷地面積、建物延床面積と、他自治体の近年の事例から求めた整備単価を基に算出したところ、建設工事費、設計費、工事管理費等を含め約 43～51 億円（税抜）※となった。

なお、この概算事業費は、建設候補地が未定の段階での算出であるため、用地買収費や大規模な造成工事費、備品什器等を除いており、施設規模や整備手法、資材費、労務単価等の各種条件により変化することから、今後の基本計画、基本・実施設計等において、引き続き詳細な検討が必要です。また、2 市 1 町の負担割合については別途協定書等にて定めます。

※ 近年の建設資材高騰等を考慮し、建設工事費デフレーター（国土交通省、2015 年度を 100 とした指数）の建設総合（非住宅総合）が 2022 年度までの 7 年間で 119.7 となっていることから、今後 7 年も同様に推移すると仮定し、1.2 倍程度を今後の概算事業費の上限値とした。

表 25. 概算事業費

項目	金額 (税抜)	備考
1. 造成工事	約 6 億円	4 万円/㎡ × 14,800 ㎡※ ※建物用地・構内道路・駐車場・庭園部分の面積
2. 建築工事	約 24 億円	60 万円/㎡ × 4,000 ㎡（延床面積）
3. 設備工事	約 7 億円	6,000 万/基 × 11 基（全て人体炉）
4. 外構工事	約 2 億円	2 万円/㎡ × 10,300 ㎡※1 ※1：構内道路・駐車場・庭園部分の面積
5. 調査設計費	約 2 億円	費用が候補地条件に左右され、必ずしも平米単価によらないため、他自治体の近年の事例などを参考に想定
6. 解体工事費	約 2 億円	8 万円/㎡ × 1,927 ㎡（現斎場 2 施設の延床面積合計）※ ※ 1,379 ㎡（山形市斎場）+ 548 ㎡（上市市経塚斎場）
概算事業費 (税抜)	約 43～51 億円	用地買収費を除く

第9章 用地選定の手法

1. 用地選定の手順

用地選定は、段階的に候補地の絞りこみを行うなどして検討し、2市1町で用地を決定します。ここでは用地選定の一般的な手順を示すものとします。

まず、「火葬場を都市計画決定する際の計画標準（旧建設省通達（現在廃止）」）や用地選定の考え方に基づき、第1次候補用地から第2次候補用地を抽出します。

次に、用地のメリット・デメリット等により、第2次候補用地から第3次候補用地を抽出します。

最終的に、主に2市1町の各課等のヒアリング等により、第3次候補用地から課題のある候補地を除き、2市1町の首長、各議会等の同意により最終的な用地を選定します。



図 38. 用地選定の手法

2. 関係法令等

前述の法律を含む、斎場建設に関わる関係法令および基準・仕様書等の一覧を以下に示します。

表 26. 関係法令等

No	法令、条例・規則
1	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
2	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
3	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
4	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
5	宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
6	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
7	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
8	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
9	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
10	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
13	特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）
14	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
15	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
16	電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第 4 号）
17	土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
18	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
19	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
21	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
22	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
23	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
24	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法） （平成 6 年法律第 44 号）
25	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
26	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
27	危険物の規則に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
28	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
29	山形県生活環境の保全等に関する条例
30	山形県地下水の採取の適正化に関する条例
31	山形市斎場及び霊柩車条例（昭和 39 年 3 月 28 日条例第 4 号）
32	山形市斎場及び霊柩車条例施行規則（昭和 37 年 7 月 1 日規則第 27 号）
33	山形市墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可等に関する規則（平成元年 3 月 30 日規則第 26 号）

表 27. 設計基準、仕様書等

No	法令、条例・規則
1	建築設計基準及び同解説
2	建築構造設計基準及び同解説
3	建築設備設計基準
4	建築設備計画基準・同解説
5	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
6	公共建築工事標準仕様書（電気設備編）
7	公共建築工事標準仕様書（機械設備編）
8	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説

〔出典：国土交通省（又は建設省）、(社)公共建築協会編集（いずれも最新版）〕